



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

- ▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
 [建築住宅局住宅管理課] 3487
- ▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
 [建築住宅局住宅管理課] 3488
- ▽財産区有財産管理規則の一部を改正する規則  
 [行財政局資産活用課] 3491
- ▽神戸市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則  
 [こども家庭局幼保振興課] 3494
- ▽神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則  
 [企画調整局デジタル戦略部] 3504

## 告示

- ▽認定特定非営利活動法人の有効期間の更新（認定特定非営利活動法人神戸国際占術協会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 3509
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（下北古自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 3509
- ▽身体障害者福祉法による医師の指定等  
 [福祉局障害者更生相談所] 3511
- ▽子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者への確認の一部効力の停止  
 [こども家庭局幼保事業課] 3531
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 東灘山手 114 号線）  
 [建設局道路管理課] 3531
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 住吉村合併 70 号線）  
 [建設局道路管理課] 3531
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 六甲村 469 号線他）  
 [建設局道路管理課] 3532
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（県道 長坂垂水線他）  
 [建設局道路管理課] 3532
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 宅原 3 号線他）  
 [建設局道路管理課] 3533

- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 長尾里 226 号線）  
 [建設局道路管理課] 3534
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 西灘第六 14 号線）  
 [建設局道路管理課] 3534
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 西垂水 247 号線他）  
 [建設局道路管理課] 3534
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 多聞伊川谷線他）  
 [建設局道路管理課] 3535

## 公 告

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（下水道施設小規模工事（単価契約・東灘・灘・中央（後期）））  
 [行財政局契約監理課] 3536
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（下水道施設小規模工事（単価契約・兵庫・北（後期）））  
 [行財政局契約監理課] 3537
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（下水道施設小規模工事（単価契約・長田・須磨（後期）））  
 [行財政局契約監理課] 3539
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（下水道施設小規模工事（単価契約・垂水・西（後期）））  
 [行財政局契約監理課] 3541
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東垂水公民館トイレ改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 3543
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（兵庫消防団第3分団器具庫新築工事）  
 [行財政局契約監理課] 3546
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（長田楠日尾線（熊内）電線共同溝整備工事（その1））  
 [行財政局契約監理課] 3548
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東部市場仲卸売場棟幹線他改修工事（その2））  
 [行財政局契約監理課] 3550
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（番町住宅 38・39 号棟照明設備改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 3553

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（富士見が丘南公園施設改修工事） [行財政局契約監理課]	3555	▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（六甲アイランド道路嵩上げ工事（その5）） [行財政局契約監理課]	3610
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（深江南第二住宅給水管改修工事） [行財政局契約監理課]	3557	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（小寺大池交差点右折レーン拡幅工事） [行財政局契約監理課]	3614
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東部市場仲卸売場棟外壁改修他工事） [行財政局契約監理課]	3560	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東遊園地再整備工事（その1）） [行財政局契約監理課]	3616
▽神戸ファッション美術館の臨時休館 [経済観光局ファッション産業課]	3562	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東遊園地管理棟改修工事） [行財政局契約監理課]	3619
▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市役所本庁舎2号館再整備事業） [都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課]	3562	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（新在家ポンプ場受変電設備他更新工事） [行財政局契約監理課]	3621
▽建築協定の認可及び建築協定書の縦覧（岡本桜坂建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課]	3569	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（長田区六番町3丁目街路築造工事） 他<合併入札> [行財政局契約監理課]	3624
▽農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正 [経済観光局農政計画課]	3570	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（翠橋・福仙橋補修工事） [行財政局契約監理課]	3626
▽建築協定の認可及び建築協定書の縦覧（神戸北町日の峰4丁目B地区建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課]	3590	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（みどりと彫刻のみち改修工事） [行財政局契約監理課]	3628
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度（後期）東部管内舗装補修単価契約工事） [行財政局契約監理課]	3590	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（箕谷大橋・大滝橋補修工事） [行財政局契約監理課]	3631
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度（後期）中部管内舗装補修単価契約工事） [行財政局契約監理課]	3592	▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（第一平野橋・第三平野橋架替工事） [行財政局契約監理課]	3633
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事） [行財政局契約監理課]	3595	▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（国営明石海峡公園（神戸地区）） [環境局環境都市課]	3637
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事） [行財政局契約監理課]	3597	▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（(仮称)神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業） [環境局環境都市課]	3638
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事） [行財政局契約監理課]	3599	▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線） [環境局環境都市課]	3638
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事） [行財政局契約監理課]	3601	▽大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出（(仮称)コープ北鈴蘭台） [経済観光局経済政策課]	3639
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（小部トンネル非常用警報設備他更新工事） [行財政局契約監理課]	3603	▽開発行為に関する工事の完了（西区神出町） [都市局指導課]	3641
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（垂水管内歩道拡幅他舗装補修工事） [行財政局契約監理課]	3606	▽開発行為に関する工事の完了（北区鳴子3丁目） [都市局指導課]	3642
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（PC18コンテナターミナル事務所他とりこわし工事（西エリア）） [行財政局契約監理課]	3608		

▽土地改良事業計画の縦覧  
 [経済観光局農政計画課] 3642

**区 役 所**

▽自動車臨時運行許可番号標の失効  
 [中央区総務部市民課] 3642

**水 道 局**

▽水道局副局長等専決規程の一部を改正する  
 規程 [水道局経営企画課] 3644

▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定  
 [水道局配水課] 3646

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
 の締結（須磨（寺田町他）配水管取替工事）  
 [水道局配水課] 3646

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
 の締結（北（有野台7丁目）配水管取替工  
 事） [水道局配水課] 3649

**交 通 局**

▽神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に  
 関する条例施行規程の一部を改正する規程  
 [交通局職員課] 3652

▽一般競争入札による契約の締結（令和3年  
 度満期遺留品売却その2）  
 [交通局営業推進課] 3658

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
 の締結（電気転てつ機更新工事（御崎公園  
 駅）） [交通局経営企画課] 3661

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
 の締結（西神・山手線新長田駅電源装置更  
 新工事） [交通局経営企画課] 3664

**選挙管理委員会**

▽市選挙管理委員補欠告示  
 [選挙管理委員会事務局] 3666

規 則
-----

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年8月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第21号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
神戸市営住宅条例の一部を改正する条例（令和3年3月条例第51号）附則第1  
項本文に規定する施行期日は、令和3年9月1日とする。ただし、同条例中別表  
第1第1号アの表に神戸市営新日吉住宅の項を加える改正規定の施行期日は、令  
和3年11月1日とする。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月30日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第22号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市営シ ティコート 住吉本町住 宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第25条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公営住宅</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">数値</td> </tr> </table>	名称	位置	神戸市営シ ティコート 住吉本町住 宅	[略]	[略]	[略]	公営住宅	数値	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市営シ ティコート 住吉本町住 宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営マ ドマーゼル ハイツ住宅</td> <td style="text-align: center;">東灘区御影塚町3 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第25条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公営住宅</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">数値</td> </tr> </table>	名称	位置	神戸市営シ ティコート 住吉本町住 宅	[略]	神戸市営マ ドマーゼル ハイツ住宅	東灘区御影塚町3 丁目	[略]	[略]	公営住宅	数値
名称	位置																		
神戸市営シ ティコート 住吉本町住 宅	[略]																		
[略]	[略]																		
公営住宅	数値																		
名称	位置																		
神戸市営シ ティコート 住吉本町住 宅	[略]																		
神戸市営マ ドマーゼル ハイツ住宅	東灘区御影塚町3 丁目																		
[略]	[略]																		
公営住宅	数値																		

[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営魚崎西住宅，神戸市営塚の前南住宅，神戸市営御影石住宅，神戸市営シルバーハイツ六甲アイランド住宅，神戸市営御影石第二住宅，神戸市営ウェストコート9番街住宅，神戸市営フレール住吉宮町住宅， <u>神戸市営新求女住宅</u> ， <u>神戸市営岩屋北住宅</u> ，神戸市営岩屋北第二住宅，神戸市営灘北第二住宅，神戸市営シルバーハイツ灘北住宅，神戸市営灘北第一住宅，神戸市営八雲第二住宅，神戸市営北本町住宅，神戸市営港島住宅，神戸市営シルバーハイツ日暮住宅，神戸市営筒井住宅，神戸市営シルバーハイツ筒井住宅及び神戸市営やぐも住宅並びに <u>神戸市営メゾン御影中町住宅</u> ，神戸市営グランドハイツ岸本住宅及び神戸市営ルネシティ脇浜町第二住宅	[略]	神戸市営魚崎西住宅，神戸市営塚の前南住宅，神戸市営御影石住宅，神戸市営シルバーハイツ六甲アイランド住宅，神戸市営御影石第二住宅，神戸市営ウェストコート9番街住宅，神戸市営フレール住吉宮町住宅， <u>神戸市営岩屋北住宅</u> ，神戸市営岩屋北第二住宅，神戸市営灘北第二住宅，神戸市営シルバーハイツ灘北住宅，神戸市営灘北第一住宅，神戸市営八雲第二住宅，神戸市営北本町住宅，神戸市営港島住宅，神戸市営シルバーハイツ日暮住宅，神戸市営筒井住宅，神戸市営シルバーハイツ筒井住宅及び神戸市営やぐも住宅並びに <u>神戸市営マドマーゼルハイツ住宅</u> ， <u>神戸市営メゾン御影中町住宅</u> ，神戸市営グランドハイツ岸本住宅及び神戸市営ルネシティ脇浜町第二住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営松原住宅，神戸市営小河住宅，神戸市営東柳原住宅，神戸市営切戸住宅，神戸市営小河第二住宅，神戸市営松原第二住宅，神戸市営南逆瀬川住宅，神戸市営切戸南住	[略]	神戸市営松原住宅，神戸市営小河住宅，神戸市営東柳原住宅，神戸市営切戸住宅，神戸市営小河第二住宅，神戸市営松原第二住宅，神戸市営南逆瀬川住宅，神戸市営切戸南住	[略]

宅，神戸市営日吉住宅，神戸市営松野住宅，神戸市営細田住宅，神戸市営新若松住宅，神戸市営フレール・アスタ若松住宅，神戸市営新日吉住宅，神戸市営白川住宅，神戸市営東落合住宅，神戸市営大池西住宅，神戸市営神の谷住宅，神戸市営横尾住宅，神戸市営中落合住宅，神戸市営北落合住宅，神戸市営北落合西住宅，神戸市営西落合住宅，神戸市営板宿住宅，神戸市営須磨大池住宅，神戸市営中島住宅，神戸市営太田第二住宅，神戸市営新大池東住宅，神戸市営フレール須磨千歳住宅，神戸市営歌敷山住宅，神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅，神戸市営K O B E兵庫壺番館住宅，神戸市営コウベアーバンⅡ住宅，神戸市営エヴァタウン海運住宅，神戸市営ルゼフィール名谷東住宅，神戸市営コーレジラス須磨住宅，神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶる・おおみち住宅

[略]

[略]

別表第2の2（第25条関係）

改良住宅	数値
------	----

宅，神戸市営日吉住宅，神戸市営松野住宅，神戸市営細田住宅，神戸市営新若松住宅，神戸市営フレール・アスタ若松住宅，神戸市営白川住宅，神戸市営東落合住宅，神戸市営大池西住宅，神戸市営神の谷住宅，神戸市営横尾住宅，神戸市営中落合住宅，神戸市営北落合住宅，神戸市営北落合西住宅，神戸市営西落合住宅，神戸市営板宿住宅，神戸市営須磨大池住宅，神戸市営中島住宅，神戸市営太田第二住宅，神戸市営新大池東住宅，神戸市営フレール須磨千歳住宅，神戸市営歌敷山住宅，神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅，神戸市営K O B E兵庫壺番館住宅，神戸市営コウベアーバンⅡ住宅，神戸市営エヴァタウン海運住宅，神戸市営ルゼフィール名谷東住宅，神戸市営コーレジラス須磨住宅，神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶる・おおみち住宅

[略]

[略]

別表第2の2（第25条関係）

改良住宅	数値
------	----



[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営塚の前住宅，神戸市営丸の後住宅， <u>神戸市営新求女住宅</u> ， <u>神戸市営新生田川住宅</u> ，神戸市営北本町住宅及び神戸市営小野柄住宅	[略]	神戸市営塚の前住宅，神戸市営丸の後住宅， <u>神戸市営新生田川住宅</u> ，神戸市営北本町住宅及び神戸市営小野柄住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

#### 附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定（「，神戸市営岩屋北住宅」を「，神戸市営新求女住宅，神戸市営岩屋北住宅」に改める部分に限る。）及び別表第2の2の改正規定（「，神戸市営新生田川住宅」を「，神戸市営新求女住宅，神戸市営新生田川住宅」に改める部分に限る。） 令和3年9月1日
- (2) 別表第2の改正規定（「，神戸市営白川住宅」を「，神戸市営新日吉住宅，神戸市営白川住宅」に改める部分に限る。） 令和3年11月1日



財産区有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第23号

財産区有財産管理規則の一部を改正する規則

財産区有財産管理規則（昭和40年2月規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区	財産区	定数（人）	管理会設置年月	区	財産区	定数（人）	管理会設置年月
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須磨	妙法寺	7	昭和41年 3月	須磨	妙法寺	7	昭和41年 3月
	西須磨	7	平成29年 4月		西須磨	7	平成29年 4月
	車	7	令和3年 9月				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第12条関係）

財産区有金支出伝票

年度	本書のとおり支出されたい。			本書のとおり支払する。			
財産区有金	課長	係長	担当	会計管理者			
口座							
財産区	発行課			命令年月日 年 月 日			
金額				命令番号			
				支出方法			
ただし				口座振替			
				請求書受理 年 月 日			
請求書	金額		年 月 日		印鑑照合		
	債権者住所（職）氏名						
領収書	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                 収入紙 印             </div> 上記の金額を領収しました。 年 月 日 住所（職）氏名			支払済印			

（行財政局資産活用課用）

支払済通知書	年度	口座 財産区	命令番号
金額			支払済印
ただし	支出方法	口座振替	

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

神戸市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第24号

神戸市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第1条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年10月規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第1項に規定する施設型給付費、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費、法第29条第1項に規定する地域型保育給付費及び法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費の支給に当たり控除する額(以下「利用者負担額」という。)のうち次に掲げるものの月額額は、<u>0</u>とする。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第1項に規定する施設型給付費、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費、法第29条第1項に規定する地域型保育給付費及び法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費の支給に当たり控除する額(以下「利用者負担額」という。)のうち次に掲げるものの月額額は、<u>別表第1に定める額</u>とする。</p>

<p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 利用者負担額のうち次に掲げるものの月額は、<u>別表</u>に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(特定保育所における特定教育・保育に要した費用の徴収)</p> <p>第4条 法附則第6条第4項の規定により市長が徴収する費用の額は、<u>別表</u>に定める額とする。</p>	<p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 利用者負担額のうち次に掲げるものの月額は、<u>別表第2</u>に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(特定保育所における特定教育・保育に要した費用の徴収)</p> <p>第4条 法附則第6条第4項の規定により市長が徴収する費用の額は、<u>別表第2</u>に定める額とする。</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1(第3条関係)

階層区分	各月初日の教育・保育給付認定保護者の階層区分 定義	(単位 円)	
		利用者負担額 第1子	第2子
1	被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)である教育・保育給付認定保護者,児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親(以下単に「里親」という。)である教育・保育給付認定保護者(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育に係るものに限る。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受給している教育・保育給付認定保護者(当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が受給している場合を含む。以下同じ。)	0	0
1	1 A 1 階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が,第3条に掲げる利用者負担額に係る教育又は保育(以下この表及び別表第2において「教育・保育」という。)の階層あつた月の属する年度(教育・保育のあつた月が4月から8月までの場合にあつては,前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「市民税所得割」という。)を課されない者(神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の規定により当該市民税所得割を免除された者を含み,当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者,同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院,児童養護施設,児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)である教育・保育給付認定保護者	0	0

改正後

1	B	A	1	階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者	48,600円未満	0	0
1	B		1	階層に該当する者	48,600円以上 77,100円以下	0	0
1	C		1	階層に該当する者	77,101円以上 211,200円以下	0	0
1	D		1	階層に該当する者	211,201円以上	0	0

備考

1 この表の所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しないものとする。

2 この表において「第1子」とは、生計を一にする1人以上の負担額算定基準者（負担額算定基準子ども、教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていた者又は教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下この表及び次表において同じ。）がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、最年長者である教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもを除く。以下この表において同じ。）をいう。

3 前項に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。

- (1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども
  - ア 認定子ども園（就学前の子どもに園する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第2条第6項に規定する認定子ども園をいう。）
  - イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）
  - ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）
  - エ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定子ども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）
- (2) 地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特別保育を受ける小学校就学前子ども
- (3) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設を利用する小学校就学前子ども
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

- 4 この表において「第2子」とは、生計を一にする2人以上の負担額算定基準者がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、2番目の年長者である教育・保育給付認定子どもをいう。
- 5 第3子（生計を一にする3人以上の負担額算定基準者がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、3番目の年長者である教育・保育給付認定子どもをいう。）以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。
- 6 教育・保育給付認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合のこの表における階層区分は、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によることとができる。ただし、寡夫とみなされる教育・保育給付認定保護者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りでない。

別表第2（第3条関係）

（単位 円）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の階層区分	利用者負担額					
	3歳未満児			3歳以上児		
	第1子 保育標準時間	第2子 保育標準時間	第1子 保育標準時間	第2子 保育標準時間	第3子 保育標準時間	第2子 保育標準時間
定義						
A 被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である教育・保育給付認定保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した及び特定帰国の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受給している教育・保育給付認定保護者（当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が受給している場合を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護						

別表第3（第3条関係）

（単位 円）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の階層区分	利用者負担額					
	3歳未満児			3歳以上児		
	第1子 保育標準時間	第2子 保育標準時間	第1子 保育標準時間	第2子 保育標準時間	第3子 保育標準時間	第2子 保育標準時間
定義						
A 被保護者である教育・保育給付認定保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した及び特定帰国の自立の支援に関する法律による支援給付を受給している教育・保育給付認定保護者又は里親である教育・保育給付認定保護者						



者	<p>A 階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、第3条に掲げる利用者負担額に係る教育又は保育(以下この表において「教育・保育」という。)のあつた年度(教育・保育のあつた年度(教育・保育のあつた年度)から8月までの場合)にあっては、前年度)分の市市民税を課される者(神戸市市税条例の規定により、当該市市民税を免除された者を含む、当該市市民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
階層	<p>C A 階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者(以下この表において「教育・保育」という。)のあつた年度(教育・保育のあつた年度)から8月までの場合)にあっては、前年度)分の市市民税を課される者(神戸市市税条例の規定により、当該市市民税を免除された者を含む、当該市市民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

者	<p>A 階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、第3条に掲げる利用者負担額に係る教育又は保育(以下この表において「教育・保育」という。)のあつた年度(教育・保育のあつた年度)から8月までの場合)にあっては、前年度)分の市市民税を課される者(神戸市市税条例の規定により、当該市市民税を免除された者を含む、当該市市民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
階層	<p>C A 階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者(以下この表において「教育・保育」という。)のあつた年度(教育・保育のあつた年度)から8月までの場合)にあっては、前年度)分の市市民税を課される者(神戸市市税条例の規定により、当該市市民税を免除された者を含む、当該市市民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

D4階層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D5階層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D6階層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考  
1 この表の所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しないものとする。

2 [略]  
3 この表において「第1子」とは、生計を一にする1人以上の負担額算定基準者がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、最年長者である教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもを含む。以下この表において同じ。）をいう。

D4階層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D5階層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D6階層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考  
1 この表の市民税所得割を算定する場合は、子ども・子育て支援法施行規則第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を市民税所得割の額に加算して算定するものとする。

2 この表の市民税所得割合算額を算定する場合は、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

3 [略]  
4 この表において「第1子」とは、生計を一にする1人以上の負担額算定基準者（負担額算定基準子ども、教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていた者又は教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下この表において同じ。）がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、最年長者である教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもを含む。以下この表において同じ。）をいう。

5 前項に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。  
(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども  
ア 認定こども園（就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）  
イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）  
ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚園に限る。）  
エ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）  
(2) 法第7条第5項に規定する地域型保育又は法第30条第1項第4号に規

定する特別保育を受ける小学校就学前子ども  
 (3) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第1条に規定する施設を利用する小学校就学前子ども  
 (4) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども  
 (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

6 [略]

7 第3子(生計を一にする3人以上の負担額算定基準者がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、3番目の年長者である教育・保育給付認定子どもをいう。)以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。

8 [略]

9 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(次項各号に掲げる者(当該教育・給付認定保護者と同一の世帯に属する者(第1号を除く。))をいう。)である場合にあつては、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 教育・保育給付認定保護者の階層がC階層からD2階層までのいずれかと認定された場合であつて、生計を一にする2人以上の負担額算定基準者がいる場合に教育・保育給付認定子どもが3歳未満児の第2子以降であるとき 0

10 [略]

4 [略]

5 第3子(生計を一にする3人以上の負担額算定基準者がいる場合において、当該負担額算定基準者のうち、3番目の年長者である教育・保育給付認定子どもをいう。)以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。

6 [略]

7 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(次項各号に掲げる者(当該教育・給付認定保護者と同一の世帯に属する者(第1号を除く。))をいう。)である場合にあつては、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 教育・保育給付認定保護者の階層がC階層からD2階層までのいずれかと認定された場合であつて、生計を一にする2人以上の負担額算定基準者がいる場合に教育・保育給付認定子どもが3歳未満児の第2子以降であるとき 無料

8 [略]

9 教育・保育給付認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合のこの表における階層区分は、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によることができる。ただし、寡夫とみなされる教育・保育給付認定保護者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りでない。

(子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(平成29年3月神戸市規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略] (特例措置)	1 [略] (特例措置)
2 <u>別表</u> の規定の適用については、当分の間、同表D6階層の項中「74,000」とあるのは「66,000」と、「72,800」とあるのは「64,900」と、「37,000」とあるのは「33,000」と、「36,400」とあるのは「32,500」とする。	2 <u>別表第2</u> の規定の適用については、当分の間、同表D6階層の項中「74,000」とあるのは「66,000」と、「72,800」とあるのは「64,900」と、「37,000」とあるのは「33,000」と、「36,400」とあるのは「32,500」とする。

第3条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(平成30年3月神戸市規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(特例措置)</u></p> <p><u>2 別表第1の規定の適用については、当分の間、同表1B2階層の項中「14,100」とあるのは「10,100」と、「6,800」とあるのは「5,050」とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和3年9月1日から適用する。

神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第25号

神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則

神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）	[略]	公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）	[略]
<b>土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）</b>	<b>様式第1号</b>		
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	[略]	神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	[略]
<b>神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年</b>	<b>様式第4号</b>		

12月規則第75号)	様式第12号
	様式第13号
	様式第27号
	様式第29号

[略]

[略]

神戸市老人福祉法施行細則（昭和38年12月規則第60号）	様式第8号
	様式第15号の2
	様式第15号の4
	様式第15号の5
	様式第15号の6
	様式第15号の8
	様式第15号の9
	様式第16号
	様式第22号
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年5月規則第31号）	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第13号
	様式第14号
	様式第18号
様式第19号	

--	--

[略]

[略]

神戸市老人福祉法施行細則（昭和38年12月規則第60号）	様式第8号
	様式第22号
財産区有財産管理規則（昭和40年2月規則第72号）	様式第2号
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年5月規則第31号）	様式第5号
	様式第8号
	様式第19号
	様式第20号



	様式第20号
[略]	[略]
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	様式第3号
	様式第6号の2
	様式第11号
	様式第12号
	様式第13号
	様式第13号の2
	様式第15号
	様式第18号
	様式第19号
	様式第22号
	様式第25号
様式第29号の2	
[略]	[略]
神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年4月規則第41号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第11号
様式第15号	
[略]	[略]
神戸市市民公園条例施行規則（昭和51年6月規則第55号）	[略]
都市再開発法第7条の4第1項及び第66条第	様式第1号

[略]	[略]
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	様式第6号の2
	様式第11号
	様式第12号
	様式第13号
	様式第13号の2
	様式第15号
	様式第18号
様式第19号	
[略]	[略]
神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年4月規則第41号）	様式第2号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第11号
様式第15号	
[略]	[略]
神戸市市民公園条例施行規則（昭和51年6月規則第55号）	[略]

1項の規定による建築等の許可申請取扱規則（昭和53年4月規則第14号）	様式第2号
[略]	[略]
神戸市港湾環境整備負担金条例施行規則（昭和55年3月規則第92号）	[略]
神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程施行規則（昭和55年7月規則第49号）	別記様式
神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則（昭和57年2月規則第78号）	[略]
神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程施行規則（昭和57年8月規則第64号）	様式第5号
	様式第8号
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和58年9月規則第36号）	様式第11号
	様式第12号
	[略]
[略]	[略]
神戸市公衆浴場法等施行細則（昭和61年6月規則第23号）	[略]
神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程施行規則（昭和61年10月規則第42号）	様式第5号
	様式第8号
[略]	[略]
神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則（平成24年6月規則第13	[略]

[略]	[略]
神戸市港湾環境整備負担金条例施行規則（昭和55年3月規則第92号）	[略]
神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則（昭和57年2月規則第78号）	[略]
[略]	[略]
神戸市公衆浴場法等施行細則（昭和61年6月規則第23号）	[略]
[略]	[略]
神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則（平成24年6月規則第13	[略]

号)	
神戸市療育センター条例施行規則（平成27年3月規則第62号）	様式
[略]	[略]

号)	
[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示
-----

**神戸市告示第373号**

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

法人名	認定特定非営利活動法人神戸国際占術協会
代表者	峯山 結実
所在地	神戸市兵庫区五宮町15番19号
目的	この法人は、神戸市およびその周辺地域に生活する市民に対して、手相学・占い学・易学の正しい知識を理解してもらい、手相学等を市民の人生の道しるべとしてよりよい方向に利用してもらおうよう活動し、地域社会の公益の増進に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和3年3月16日から令和8年3月15日まで）

**神戸市告示第395号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

下北古自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市西区神出町宝勢1062番地

**(3) 代表者の氏名**

大中 孝夫

**(4) 代表者の住所**

神戸市西区神出町宝勢1062番地

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市西区神出町宝勢1014番地」を「神戸市西区神出町宝勢1062番地」に改める。

**(2) 代表者の氏名**

「近藤 千秋」を「大中 孝夫」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区神出町宝勢1014番地」を「神戸市西区神出町宝勢1062番地」に改める。

3 変更の年月日

令和2年1月12日

---

## 神戸市告示第401号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者，身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので，神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により，勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

令和3年9月14日

神戸市長 久元喜造

## 1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和3年7月1日	今井 聡士	泌尿器科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	寺下 智美	呼吸器内科	
	上田 悠貴	消化器外科	
	松尾 辰朗	外科	東灘区甲南町5丁目6番7号 住吉川病院
	藤堂 紘行	神経内科	東灘区本山中町4丁目1番8号 宮地病院
	園淵 和明	整形外科	
	藤田 雅広	整形外科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
	北村 順	内科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
	河村 史朗	外科	
	鄒 秀洵	内科	中央区神若通6丁目4番1号 明芳病院
	安斉 見	整形外科	中央区港島南町1丁目4番12号 あんしん病院
	高杉 純司	神経内科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
	池田 実香	形成外科	

大村 浩一郎	リウマチ科	
坪田 秀樹	心臓血管外科	
大崎 啓介	腎臓内科	
本岡 里英子	神経内科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
菅野 令子	心臓血管外科	
酒井 秀都	呼吸器外科	
渡邊 彩子	消化器外科	
曾谷 堯之	眼科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
高野 史生		
甲田 一馬	神経内科	
武田 涼輔		
西居 正汰		
吉川 正章		
長嶋 宏明	脳神経外科	
藤田 祐一		
政岡 浩輔	形成外科	
西田 京平	整形外科	
藤原 周一		
大片 祐一	小児外科	



市川 晋也	リウマチ科
永本 匠	
能瀬 洋子	
山下 真依	
岡本 隼樹	腎臓内科
岡本 英久	
金井 大輔	
清水 真央	
川口 亜記	呼吸器内科
松浦 敬憲	消化器内科
裏川 直樹	消化器外科
浦出 剛史	
加藤 喬	
後藤 裕信	
澤田 隆一郎	
南野 佳英	
原田 仁	
福島 健司	
小林 隆	消化器科

池垣 俊吉	感染症内科	
竹中 信義	内科	中央区上筒井通6丁目2番43号 神戸平成病院
呉 玉彬	整形外科	
俣木 宏之	内科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
寺嶋 良樹	整形外科	
長田 尚介		
古屋 誠彦		
深瀬 圭吾	心臓血管外科	
土持 諒輔	脳神経外科	中央区多聞通2丁目1番9号 しおかぜメモリークリニック
橋村 直樹	脳神経外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
森田 匠		
増田 陽平	整形外科	
梶浦 あかね	循環器内科	
戸邊 泰将	泌尿器科	
宮崎 彰		
稲尾 崇	呼吸器内科	
谷川 優麻	消化器外科	
富永 浩紀	泌尿器科	中央区北長挾通5丁目7番17号 原泌尿器科病院
西村 健	消化器外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター

中岸 保夫	小児科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
水田 麻雄		
竹内 雄毅	小児外科	
松島 峻介	心臓血管外科	
金 和炯	泌尿器科	
小野 誠之	泌尿器科	中央区港島中町4丁目6番地 ポートアイランド病院
三浦 徹也	泌尿器科	中央区北長狭通4丁目8-3 元町結 縁ビル 1F みうら泌尿器科クリニック
松島 和樹	内科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
秋山 洋介	外科	
柏木 一男	内科	兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
加藤 大	外科	
上月 亮太郎	消化器外科	
佐藤 洋幸	内科	兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
森澤 俊英		
高橋 治海	外科	
加藤 朱利	リウマチ科	
鈴木 秀治	循環器内科	
高島 真理	消化器内科	

中井 敦史	内科	長田区房王寺町3丁目5番25号 神戸朝日病院
隈元 宣行	腎臓内科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
田代 裕己	泌尿器科	
瀧口 純司	呼吸器内科	
橋本 梨花		
和田 学政		
平中 良明	整形外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
馬 艶	内科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
田中 秀弥	整形外科	
片上 祐子	内科	須磨区友が丘7丁目1番31号 新須磨リハビリテーション病院
高幣 和郎		
川口 貴之	整形外科	須磨区須磨浦通2丁目1番41号 野村海浜病院
樋上 哲哉	循環器内科	須磨区権現町3丁目6-4 東須磨プラザ205号 凌駕さくらクリニック
林 真人	脳神経外科	垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院
伏見 勝哉	耳鼻咽喉科	
伊達 基郎	循環器内科	
小池 祐三	内科	垂水区福田4丁目3番21号 ふたば訪問診療クリニック
近藤 隆	消化器内科	北区有野台8丁目4番の1 神戸アドベンチスト病院

多田 浩之	外科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
渡邊 信之		
大西 政彰	整形外科	
岡山 明洙		
神原 俊一郎		
江田 裕嗣	消化器内科	
石田 哲也	整形外科	北区しあわせの村1番18号 神戸リハビリテーション病院
寒原 芳浩	消化器外科	北区有野中町1丁目18番36号 甲北病院
田中 伸明	循環器内科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
谷仲 謙一		
岸 真示	消化器外科	
畑中 宏史	消化器内科	北区道場町日下部字中ノゴウ 1788 番地 恒生病院
南川 剛	整形外科	北区山田町上谷上字古々谷 12 番地の 3 真星病院
毛利 武士	耳鼻咽喉科	北区有野町有野 3392 番 6 号 EKMビル 2 階 毛利耳鼻咽喉科
飯田 康夫	整形外科	西区池上2丁目4番2号 伊川谷病院
京 英紀		
岩元 榮一	内科	西区岩岡町岩岡 890 番地 6 いわもと医院
山本 昭成	眼科	西区糞台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター

成宮 悠爾	神経内科	
平位 恵梨	形成外科	
林 雪	外科	
山本 高正		
青木 伸明	整形外科	
尾下 寿彦	循環器内科	
土岐 啓己		
吉開 友羽子		
濱崎 直子	呼吸器内科	
益田 隆広		
池田 結香	消化器内科	
伊藤 凌		
井上 元気		
原田 樹幸	消化器外科	
福本 礼	リハビリテーション科	西区井吹台北町5丁目2番 さざんかりハビリテーションクリニック
福本 礼	内科	
日野 泰久	内科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
山下 貴大	整形外科	

	安田 慎吾	循環器内科	西区北山台3丁目1番1号 広野高原病院
	藤原 晃	内科	西区糺台4丁目7番4号 藤原医院
	田坂 晋一	循環器内科	西区枝吉1丁目16番地 みどり病院
	田淵 正樹	心臓血管外科	

## 2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和2年12月31日	金子 佳照	泌尿器科	東灘区御影本町2丁目11番10号 坂井瑠実クリニック
	齋藤 篤史	腎臓内科	
令和3年3月12日	福田 泰久	泌尿器科	東灘区田中町1丁目10-18 福田泌尿科・皮膚科医院
令和3年3月31日	幸野 秀志	整形外科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
	木許 健生	外科	
平成11年8月29日	仲野 寛	内科	灘区篠原南町5丁目1番1号 大石川診療所
令和3年3月31日	角替 麻里絵	神経内科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
	村上 泰隆		
	竹林 慎治	耳鼻咽喉科	
	末吉 達也	整形外科	
令和2年12月31日	福田 有里子	耳鼻咽喉科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
令和3年3月31日	梶本 和宏	内科	
令和3年2月28日	小川 晴生	形成外科	

令和3年3月31日	鉄本 章	眼科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
	橋本 由貴	神経内科	
	谷口 理章	脳神経外科	
	寺菌 貴浩	耳鼻咽喉科	
	中村 哲	外科	
	山本 将士		
	宇佐美 眞		
	鈴木 知志		
	新倉 路生	整形外科	
	井上 美帆		
	西田 康太郎		
	寛島 佑史		
	福田 康治		
松宮 豊			
令和3年4月30日	宮地 伸晃		
令和3年4月1日	西田 浩輔	小児科	
	忍頂寺 毅史		
令和3年4月30日	大西 輝	リウマチ科	
令和3年4月1日	竹本 良	循環器内科	
令和3年3月31日	宮原 俊介	心臓血管外科	



	陽川 孝樹		
令和2年4月1日	桂田 雅大	呼吸器内科	
令和3年3月31日	桐生 辰徳		
	安田 裕一郎		
令和3年4月13日	清水 奈保子	呼吸器外科	
令和3年3月31日	白川 幸代	消化器外科	
	寺井 祥雄		
	永田 真知子		
	松田 佳子		
令和3年4月1日	荒川 悠	感染症内科	
	大倉 敬之		
令和3年1月31日	山崎 信吾	脳神経外科	中央区上筒井通6丁目2番43号 神戸平成病院
令和2年9月30日	金山 修一	整形外科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
令和3年3月31日	佐藤 雅信	心臓血管外科	
令和3年6月15日	中村 秀三郎	内科	中央区楠町3丁目3番12号 順天検診クリニック
	片木 健一		
令和2年6月30日	中村 礼恵	眼科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
令和1年9月30日	松田 奈央子	神経内科	
令和3年3月31日	前澤 卓也	泌尿器科	中央区港島中町4丁目6番地 ポートアイランド病院
令和3年4月1日	田中 沙織	眼科	中央区港島南町2丁目1番地8 神戸市立神戸アイセンター病院

平成31年3月31日	桑迫 崇裕	内科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
	鈴木 正英		
平成30年12月31日	阪尾 淳	外科	
平成31年3月31日	河合 光徳	整形外科	
令和3年3月31日	新津 早織		
平成31年3月31日	俊山 礼志	消化器外科	
令和3年1月1日	秋田 耕嗣	内科	兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
令和3年1月31日	酒井 俊幸	整形外科	
	塚本 英資		
令和2年8月31日	山根 暁一	循環器科	兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
令和3年3月31日	藤田 陽	心臓血管外科	
令和3年4月30日	斎藤 博	泌尿器科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
令和3年3月31日	彦坂 玲子		
令和3年4月1日	荻田 誠司	脳神経外科	兵庫区大開通9丁目2番6号 吉田病院
令和3年5月31日	佐藤 悠	神経内科	長田区久保町2丁目4番7号 神戸医療生協 神戸協同病院
令和3年3月31日	小泉 文人	泌尿器科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
	古田 健二郎	呼吸器内科	
	吉積 悠子		
	新田 隆士	消化器外科	
	安田 絵里子	眼科	長田区腕塚町4丁目1番13号 新長田眼科病院

令和2年11月30日	高嶋 基嗣	内科	須磨区妙法寺字荒打308番地の1 尾原病院
令和3年4月22日	富田 一成	外科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
令和3年4月10日	小川 裕行	呼吸器外科	須磨区友が丘7丁目1番31号 新須磨リハビリテーション病院
令和3年3月31日	松原 勇樹	循環器内科	須磨区大池町5丁目18番1号 高橋病院
	福永 訓	整形外科	須磨区須磨浦通2丁目1番41号 野村海浜病院
令和3年4月26日	岩部 秀夫	内科	垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
	上山 泰男	外科	
令和3年3月31日	藤堂 彰男	内科・リハ科	北区有馬町字山田山1819番地2 有馬温泉病院
	大野 慶	内科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
令和2年4月1日	曾我 耕次	外科	
	藤山 准真		
	水谷 融		
令和2年10月1日	久保田 迅是	整形外科	
令和3年4月1日	齋木 大器	循環器内科	
	田谷 俊彦		
	津端 英雄	消化器内科	
令和3年3月31日	宮崎 邦彦	整形外科	北区山田町下谷上字梅木谷37番3 神戸ほくと病院
	小田 竜治	整形外科	北区しあわせの村1番18号 神戸リハビリテーション病院

令和2年12月31日	皐月 玲子	形成外科	北区山田町下谷上字梅木谷 42-4 こやまクリニック
令和3年3月31日	高瀬 恭平	整形外科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
令和1年11月30日	清水 佳陽	眼科	西区糀台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
令和2年9月30日	四宮 瞳	耳鼻咽喉科	
令和3年3月31日	朴 憲之	整形外科	
	木下 美菜子	循環器内科	
	山根 啓一郎		
	鳥越 和雄	腎臓内科	
	太田 匠悟	消化器内科	
	長田 圭司	消化器外科	
	浅野 ひとみ	産婦人科(婦人科)	
	竹内 康人		
	高宮 静男	神経科	
	野田 昌宏	内科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
	鎮西 伸顕	整形外科	
平成27年4月1日	小暮 周平	心臓血管外科	西区枝吉1丁目16番地 みどり病院

3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地
			変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地
			変更後の医療機関の名称

平成31年3月31日	大寺 秀介	整形外科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
			北区藤原台中町1丁目2番1号 大寺整形外科
平成31年4月1日	小川 美智子	内科	灘区篠原南町5丁目1番1号 大石川診療所
			中央区旗塚通5丁目1番25号 柳筋診療所
令和2年7月1日	森主 達夫	消化器内科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
			兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
令和2年11月1日	長谷川 耕平	感染症内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
令和2年12月31日	岡本 明子	外科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
			東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
令和3年2月4日	椋本 一穂	泌尿器科	西区春日台3丁目3番地の23 椋本クリニック
			西区糺台5丁目6番地3号 第二椋本クリニック
令和3年3月31日	尾ノ井 勇麿	整形外科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和3年4月1日	中村 武弘	整形外科	中央区港島南町1丁目4番12号 あんしん病院
			東灘区住吉本町1丁目1番2号JR住 吉駅NKビル1F あんしんクリニック住吉
	小別所 博	神経内科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
			東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター

瀧口 豪介	外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
申 輝樹	内科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
		東灘区甲南町5丁目6番7号 住吉川病院
本庄 友行	内科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
		灘区城内通2丁目5-14 本庄医院
安藤 章文	内科	灘区土山町5番1号 六甲病院
		中央区野崎通4丁目1番2号 春日野会病院
林田 真由香	眼科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		中央区港島南町2丁目1番地8 神戸市立神戸アイセンター病院
横田 駿	循環器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
五十嵐 宣明	循環器科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
		中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
花山 亜紗	内科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
辻 依子	形成外科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
白木 宏明	循環器内科	中央区籠池通4丁目1番23号

		神戸労災病院
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
後藤 直大	消化器外科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
小林 慶通	リハビリテー ション科	東灘区向洋町中2丁目11番地 甲南医療センター
		中央区港島中町8丁目5番2 西記念ポートアイランドリハビリテー ション病院
河原 佳奈	眼科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
		中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
飯島 一誠	小児科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
		中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
岩崎 まどか	整形外科	西区池上2丁目4番2号 伊川谷病院
		中央区港島中町4丁目6番地 ポートアイランド病院
政野 智也	循環器内科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
		中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
大石 崇史	消化器内科	北区惣山町2丁目1番1号 神戸中央病院
		兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
松野 裕樹	眼科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
		長田区腕塚町4丁目1番13号 新長田眼科病院

	高田 尚哉	呼吸器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
	竹中 春香	消化器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
	北野 豊明	形成外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
			須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
	福田 輝雄	泌尿器科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			北区鈴蘭台西町1丁目27番2号 赤塚クリニック
	木戸 良明	内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			西区王塚台7丁目78番地 糖尿病内科かいせいクリニック
	荒木 大輔	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
	佐野 翔平	整形外科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
			西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
令和3年5月1日	福島 豊実	内科	北区有野台8丁目4番1号 神戸アドベンチスト病院
			兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
	福山 俊彦	消化器内科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
			北区大脇台3番1号 春日病院



## 4 医療機関の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
令和3年2月1日	新垣 光弥	内科	垂水区清水が丘3丁目1番5号 新垣クリニック
			垂水区清水が丘3丁目1番5号 まつもとクリニック
	松本 卓也	外科	垂水区清水が丘3丁目1番5号 新垣クリニック
			垂水区清水が丘3丁目1番5号 まつもとクリニック
令和3年7月1日	長畑 雅美	内科	西区伊川谷町有瀬 838-4 長畑医院
			西区伊川谷町有瀬 660-2 長畑医院
	長畑 洋司	外科	西区伊川谷町有瀬 838-4 長畑医院
			西区伊川谷町有瀬 660-2 長畑医院

## 5 医療機関の開設を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
令和3年4月1日	寺本 和弘	耳鼻咽喉科	長田区若松町4丁目2番9号 田淵クリニック
			中央区東川崎町1丁目7-4 ハーバー ランドダイヤニッセイビル7階 寺本クリニック

## 6 氏名変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の名前
			変更後の名前
令和3年1月12日	衣笠 由紀恵	神経内科	櫛村 由紀恵
			衣笠 由紀恵

## 神戸市告示第402号

次の事業者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第52条第1項第4号及び5号の規定に基づいて、特定地域型保育事業者に対して、確認の一部効力の停止をいたしましたので、同法第53条第3号の規定により告示する。

令和3年9月14日

神戸市長 久元喜造

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	確認の停止の内容	確認の停止の期間	地域型保育事業の種類
株式会社 ようだい	Ohana 保育園	神戸市中央区中山手通4丁目10番3号	確認の一部効力の停止（6カ月間の新規受入停止）	令和3年9月1日～令和4年2月28日	小規模保育事業

## 神戸市告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	東灘山手114号線	神戸市東灘区御影1丁目316番19地先から 神戸市東灘区御影1丁目316番19地先まで	新	17.60	4.00
			旧	17.60	3.90

## 神戸市告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	住吉村合併70号線	神戸市東灘区住吉山手9丁目1878番109地先から 神戸市東灘区住吉山手9丁目1878番109地先まで	新	24.00	最大 5.20 最小 5.00
			旧	24.00	最大 4.50 最小 3.90

神戸市告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	六甲村469号線	神戸市灘区篠原字伯母野山996番311地先から 神戸市灘区篠原字伯母野山996番319地先まで	新	28.10	6.00
			旧	28.10	最大 5.00 最小 4.90
市道	六甲村475号線	神戸市灘区篠原字伯母野山996番308地先から 神戸市灘区篠原字伯母野山996番314地先まで	新	34.70	最大 3.00 最小 2.90
			旧	34.70	最大 2.00 最小 1.80

神戸市告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	長坂垂水線	神戸市垂水区多聞町字小束山868番894地先から 神戸市垂水区多聞町字小束山868番49地先まで	新	230.00	最大 25.40 最小 19.70
			旧	230.00	最大 24.60 最小 19.20
市道	多聞小寺線	神戸市垂水区多聞町字小束山868番894地先から 神戸市垂水区多聞町字小束山868番49地先まで	新	230.00	最大 25.40 最小 19.70
			旧	230.00	最大 24.60 最小 19.20

## 神戸市告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	宅原3号線	神戸市北区長尾町宅原字上天神885番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字上天神879番1地先まで	155.00	最大 25.10 最小 5.90
市道	宅原4号線	神戸市北区長尾町宅原字数合854番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦781番4地先まで	240.60	最大 13.40 最小 4.00

**神戸市告示第408号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	長尾里226号線	神戸市北区長尾町宅原字上天神879番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3451番地先まで	新	141.60	最大 20.40 最小 5.00
			旧	141.60	最大 6.40 最小 3.20

**神戸市告示第409号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西灘第六14号線	神戸市灘区五毛通三丁目7番6地先から 神戸市灘区五毛通三丁目7番1地先まで	新	45.30	最大 6.00 最小 5.40
			旧	45.30	最大 5.90 最小 5.00

**神戸市告示第410号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧

に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水247号線	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目 2241番482地先から 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目 2241番33地先まで	新	32.00	最大 5.20 最小 5.20
			旧	32.00	最大 4.50 最小 4.50
市道	西垂水254号線	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目 2241番481地先から 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目 2241番477地先まで	新	29.70	最大 5.20 最小 5.10
			旧	29.70	最大 4.40 最小 4.30

#### 神戸市告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年9月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	多聞伊川谷線	神戸市垂水区清水が丘3丁目110番4地先から 神戸市垂水区清水が丘3丁目111番2地先まで	新	27.00	最大 17.60 最小 13.00
			旧	27.00	最大 12.80 最小 8.10
市道	多聞101号線	神戸市垂水区清水が丘3丁目126番3地先から 神戸市垂水区清水が丘3丁目109番10地先まで	新	60.30	最大 11.90 最小 9.30
			旧	60.30	最大 7.00 最小 7.00

## 公 告

## 神戸市公告第523号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	下水道施設小規模工事（単価契約・東灘・灘・中央（後期））
工事場所	神戸市東灘区及び灘区及び中央区 （ポートアイランド処理場及び宇治川ポンプ場は含まない）
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	下水道施設の小規模工事
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月3日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号
------	---



	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第524号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	下水道施設小規模工事（単価契約・兵庫・北（後期））
工事場所	神戸市兵庫区，北区，ポートアイランド処理場及び宇治川ポンプ場内
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	下水道施設の小規模工事
前 払 金	前払金・中間前払金・部分払いなし
そ の 他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお，契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A，B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において，有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月3日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時
-----	---------------------------

	第2日目 令和3年9月7日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第525号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	下水道施設小規模工事（単価契約・長田・須磨（後期））
工事場所	神戸市長田区及び須磨区内

完成期限	令和4年3月31日
工事概要	下水道施設の小規模工事
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A、B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月3日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第526号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	下水道施設小規模工事（単価契約・垂水・西（後期））
工事場所	神戸市垂水区及び西区内
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	下水道施設の小規模工事
前 払 金	前払金・中間前払金・部分払いなし
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木一般」を登録していること。
等級	土木A, B又はC
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課 (電話番号078-322-5147) (以下「契約監理課」という。)

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日(金)～9月3日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金



神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第527号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	東垂水公民館トイレ改修工事
工事場所	神戸市垂水区東垂水1丁目1-1
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工期：令和3年11月1日から令和4年3月15日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p> <p>なお、上記の工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。</p>
工事概要	便所改修工事、これに伴う電気・機械設備工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月3日（金）
------	----------------------



	※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見るすることができます。

## 神戸市公告第528号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	兵庫消防団第3分団器具庫新築工事
工事場所	神戸市兵庫区荒田町四丁目60-3
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	消防団器具庫新築工事、外構工事、これらに伴う電気、機械設備工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事</p>

を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日(金)～9月3日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く, 電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日(水) 午前10時30分
方 法	開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。

- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

**神戸市公告第529号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	長田楠日尾線（熊内）電線共同溝整備工事（その1）
工事場所	神戸市中央区熊内橋通1丁目～3丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	電線共同溝 L=250m, 道路付属施設工（照明）一式, 側溝改修工 L=194m, 仮設工一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A, B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が920点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。

- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年8月27日（金）～9月10日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日	第1日目 令和3年9月13日（月）午前9時～午後8時
時	第2日目 令和3年9月14日（火）午前9時～午後3時

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
-----	--

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月15日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第530号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	東部市場仲卸売場棟幹線他改修工事（その2）
工事場所	神戸市東灘区深江浜町1-1
完成期限	令和4年5月13日



工事概要	東部市場仲卸売場棟A電気室系統の幹線改修他改修工事一式。
前払金	令和3年度に全体の請負金額の4割以内（中間前払い金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階

契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月10日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月13日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月14日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月15日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---



方との随意契約により締結する予定の有無	
---------------------	--

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

### 神戸市公告第531号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 入札に付する事項

工 事 名	番町住宅38・39号棟照明設備改修工事
工事場所	神戸市長田区四番町4丁目
完成期限	令和4年3月25日
工事概要	番地住宅38・39号棟の共用部等の照明設備を改修する工事の一切
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしてい</p>

ること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月3日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## ウ 再入札の場合

「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第532号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	富士見が丘南公園施設改修工事
工事場所	神戸市西区富士見が丘4丁目4
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	真砂土敷き均し工 (B) 83㎡, 健康遊具工 1基, すべり台工 1基 他
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	造園工事業の建設業の許可
等級	造園一般A又はB

	<p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において、有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>受付期間</p>	<p>令和3年8月27日（金）～9月3日（金）                  ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
<p>提出場所</p>	<p>契約監理課</p>

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

## 神戸市公告第533号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項



工 事 名	深江南第二住宅給水管改修工事
工事場所	神戸市東灘区深江南町4丁目7番
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	深江南第二住宅（31戸）の給水設備改修に伴う機械設備，付帯工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお，工事実績がない場合については，65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

#### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月3日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

#### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

#### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

#### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

#### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

**神戸市公告第534号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	東部市場仲卸売場棟外壁改修他工事
工事場所	神戸市東灘区深江浜町1-1 東部市場
完成期限	令和4年3月15日
工事概要	仲卸売場棟 屋上防水改修工事, 外壁改修工事, 塗装改修工事, スロープ 屋上防水改修工事, 外壁改修工事, 塗装改修工事, 加工場・冷蔵庫棟 屋内改修工事 上記に伴う電気設備工事
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に



	<p>合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日(金)～9月10日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月13日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月14日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月15日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第535号

神戸ファッション美術館条例施行規則（平成9年4月規則第10号）第10条第1項第3号の規定により、神戸ファッション美術館（展示室に限る。）を次のとおり休館する。

令和3年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

休館日

令和3年8月31日（火）から令和3年9月10日（金）まで

神戸市公告第536号

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業を実施する民間事業者の選定について、一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

## (1) 事業名

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業

## (2) 事業場所

## ① 所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

## ② 敷地面積

9,512.87㎡（本庁舎1号館及び連絡ロビー・エネルギー施設（計画中）と同一敷地内）

## (3) 事業内容

本事業は、入札説明書等（「入札説明書等」とは「入札説明書」とそれに添付される「要求水準及び提案の要件」、「モニタリング要領」、「施設整備費等の算定及び支払方法」、「落札者決定基準」、「提出書類作成要領・提出書類及び様式一覧・様式集」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「定期借地権設定契約（案）」、「リスク分担表」「定期借地権設定契約に関する資料」を指す）の定めるところにより、本事業敷地に定期借地権を設定して、庁舎及び市民利用空間による「行政機能」と、にぎわい・集客機能やにぎわい・商業機能等による「民間機能」を整備するものである。

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、複合施設の設計・建設を行った後、「行政機能」を神戸市（以下「市」という。）に引き渡し、「民間機能」の維持管理、運営を行う。

なお、市は事業者に対して、「行政機能」に係る設計・建設・工事監理業務及び解体対象施設の解体撤去業務を行う対価（以下「施設整備費等」という。）を支払うものとする。

事業者が実施する本事業の主な業務範囲は、以下のとおりである。

## ① 行政機能

- 1) 行政機能に係る設計・建設・工事監理業務（オフィスレイアウト等検討業務等を含む。）
- 2) 解体対象施設の解体撤去業務

## ② 民間機能

- 1) 民間機能の整備業務
- 2) 民間機能の維持管理・運営業務

## 2 参加資格要件等

## (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、(2)に規定する本事業を実施するために必要な資格要件を備えた企業で構成されるものとする。なお、落札者により、本事業の遂行を目的とした特別目的会社（以下「SPC」という。）が設立される場合、入札参加者は、以下の定義の企業で構成されるものとする。

- ・ 構成員：本事業の遂行を目的とするSPCに出資を行う企業
- ・ 協力企業：本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部を上記のSPCから直接に受託・請負等するが、出資を行わない企業

- ② (2)①～④に定める業務を行う企業及びその他で行政機能に関する業務を行う企業もし

くはSPCの構成員となる企業は、本入札に参加する他のグループの一員となることはできない。

- ③ なお、本事業における建設業務又は工事監理業務を元請として請け負う者は、必ずしも入札参加者に含める必要はない。ただし、その場合であっても、本事業の建設工事の着手時点までに、(2)②、③の要件を満たす企業を特定し、市に通知（実績等を確認できる証憑等の提出を含む。）して市からの承諾を受けること。

- ④ 入札参加者が複数の企業で構成される場合、市との交渉窓口となる「代表企業」を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の資格要件は次の通りとする。

① 行政機能の設計業務

行政機能の設計業務を担当する者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- 2) 平成17年4月1日以降に、元請として延床面積7,500㎡以上の庁舎の設計を完了した実績（国、地方公共団体、公社又は公団から直接受注したもの）を有していること。
- 3) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されていること。

なお、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、行政機能の設計業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は3の連絡先まで速やかに連絡すること。

② 行政機能の建設業務

行政機能の建設業務を担当する者は、本事業の建設工事の着手時点までに、以下の要件を満たしていること。

- 1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- 2) 平成17年4月1日以降に、元請として延床面積7,500㎡以上の庁舎の建築工事を完了した実績（国、地方公共団体、公社又は公団から直接受注したもの）を有していること。
- 3) 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,130点以上であること。

- 4) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿（工事請負）に登録されていること。  
なお、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、行政機能の建設業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査を受けなければならない。その場合は3の連絡先まで速やかに連絡すること。

③ 行政機能の工事監理業務

行政機能の工事監理業務を担当する者は、本事業の建設工事の着手時点までに、以下の要件を満たしていること。

なお、行政機能の建設業務を担当する者が、行政機能の工事監理業務を兼ねて担当することはできないものとする。



1) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

2) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されていること。

なお、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、行政機能の工事監理業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は3の連絡先まで速やかに連絡すること。

3) 工事監理業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても1)及び2)の要件を満たしていること。

④ 民間収益事業に関する要件

民間収益事業を担当する者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

1) 平成17年4月1日以降に完成した、延床面積20,000㎡以上の複合開発における不動産開発業務の実績があること又はこれと同等以上の能力を有していると認められること。なお、「複合開発」とは、ホテル機能、商業機能、業務機能のいずれか又は全ての機能を合わせて整備された開発を指す。不動産開発業務の実績には、共同事業者として参画した場合及び複数棟の事業も認める。

2) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿（工事請負又は物品等）に登録されていること。なお、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）のない者が、民間収益事業を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）の審査を受けなければならない。その場合は3の連絡先まで速やかに連絡すること。

(3) 入札参加者の制限

入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

① 資格審査書類の提出期限日から落札者の決定日までの期間で、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けた者。

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

⑤ 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。

⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の

入札参加資格認定を受けている者を除く。

- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和2年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第2項の規定による通告がなされている者。
- ⑧ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ⑨ 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託した者又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次の通りである。

- 1) PwC アドバイザリー合同会社
- 2) 株式会社日総建
- 3) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- ⑩ 「神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会（令和2年5月13日設置）」（以下「選定委員会」という。）の委員及び委員が属する企業、団体又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

選定委員会委員は、次の通りである。

- 委員長 嘉名光市（大阪市立大学大学院教授）
- 委員 奥田浩美（株式会社ウィズグループ代表取締役社長）
- 委員 川北健雄（神戸芸術工科大学教授）
- 委員 栗山尚子（神戸大学大学院准教授）
- 委員 武田重昭（大阪府立大学大学院准教授）
- 委員 谷澤実佐子（谷澤公認会計士事務所代表）
- 委員 根岸芳之（神戸市建築住宅局長）

- ⑪ ⑨及び⑩の「これらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 3 入札及び契約に関する事務を担当する部局

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課2号館再整備係

所在地：〒651-0087神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館6F

電話：078-984-0252

メールアドレス：2goukan@office.city.kobe.lg.jp

本事業のホームページ：<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/shise/kekaku/jutakutoshikyouku/kobetoshin/2goukansaiseibi.html>

## 4 参加資格の確認

参加資格確認結果の通知の方法については、入札説明書等による。

## 5 参加資格確認申請時提出書類の受付期間

(1) 受付期間：令和3年10月4日(月)～令和4年1月28日(金)17時ただし、郵送の場合は、令和4年1月27日(木)必着とする。

(2) 提出場所：3に同じ。

(3) 提出方法：持参若しくは郵送で受け付ける。

## 6 入札時提出書類の提出期間等

参加資格確認結果の通知により参加資格が確認された者は、入札時提出書類を提出することができる。

(1) 提出期間：令和4年2月21日(月)～令和4年2月25日(金)ただし、郵送の場合は、令和4年2月24日(木)必着とする。

(2) 提出場所：3に同じ(郵送による場合も同じ。)

(3) 提出書類：入札時提出書類の内容、詳細及び記載方法等については入札説明書を参照のこと。

## 7 落札者の決定

市は、落札者決定基準に基づき、2(3)⑩の学識経験者等により構成される選定委員会による事業提案書の審査と入札額を総合的に評価し、落札者を決定する。

なお、市は別途定める「神戸市役所本庁舎2号館再整備事業低入札価格調査手続要綱(令和3年8月26日施行)」に基づき、落札者決定基準により決定した落札者となるべき者を、落札者としなないことがある。

(1) 入札書の開札日

令和4年2月28日(月)

(2) 事業提案書の審査

事業提案書を、選定委員会において審査する。

(3) 審査結果の公表

審査の結果は、令和4年5月頃にすべての入札参加者に対して通知するとともに3の本事業のホームページにおいて公表する。

## 8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、神戸市契約規則第7条第2号の規定により免除する。

(2) 事業者は、施設整備費等(ただし、消費税及び地方消費税の額を含む。)の100分の3以

上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

- ① 契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供。
- ② 市への行政機能の引渡しまでのこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実に認める金融機関等の保証。
- ③ 市への行政機能の引渡しまでのこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
- ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

1) 事業者が、行政機能の設計及び建設工事に関して、市を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の100分の3以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券の原本を市に提出したとき。

2) 事業者が、行政機能の建設を担当する企業として、行政機能の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の100分の3以上に当たる額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、事業者の費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、市を質権者とする質権を設定したとき。

## 9 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ② 郵送（書留郵便に限る。）により入札時提出書類を提出する場合において、その送付された入札時提出書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ③ 参加資格確認申請書時提出書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札。
- ④ 入札時提出書類の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき又は入札書に記名及び押印がないとき。
- ⑤ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- ⑥ 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- ⑦ 入札に必要な書類が不足しているもの。
- ⑧ 入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ⑨ 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ⑩ 入札時提出書類の各書類相互間において、記載事項に齟齬や矛盾があるもの。
- ⑪ 保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑫ 入札について不正な行為があったとき。
- ⑬ 虚偽の申込みを行った者のした入札。
- ⑭ 入札公告から事業者決定までの間、選定委員及び本事業に係るアドバイザー業務に関与した者と、本事業に関して直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類



日本語及び日本国通貨に限る。

## 11 その他

### (1) 予定価格

110億円（消費税及び地方消費税の額を含む。令和3年8月27日現在の税率で計算した場合、以下同じ）

1(3)①1) に示す業務：105億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1(3)①2) に示す業務：5億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、以下「WTO協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(3) その他詳細は、入札説明書等による。

## 12 Summary

### (1) Nature of the Services Required

Development of the Kobe City Hall Building No.2 run by Kobe City and Private facility run by Private enterprises.

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 28 January 2022 (application forms and relevant documents for the qualification submitted by mail 27 January 2022)

(3) Period for the submission of tenders: From 21 February to 5:00 P.M. 25 February 2022 (tenders submitted by mail 24 February 2022)

### (4) Contact Information:

Sannomiya City Center Redevelopment Division, City Center Redevelopment Department, City Center Redevelopment Headquarters, Urban Planning Bureau  
Kobe City Government

Sannomiya Building East, 6F 6-1-12 Gokodori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture  
651-0087 Japan

Tel. 078-984-0252

## 神戸市公告第537号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月30日

神戸市長 久元喜造

### 1 建築協定の名称

岡本桜坂建築協定

## 2 建築協定区域の位置

神戸市東灘区岡本7丁目1170-9 他

### 神戸市公告第538号

農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づく本市の基本構想について、兵庫県知事の同意を受け、令和3年8月26日付で変更したので、同法第6条第6項及び施行規則第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年8月30日

神戸市長 久元喜造

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

##### 1 市域農業の現状

神戸市（以下「市」という。）農業は、耕地面積約5,100ヘクタールという広大な面積を有し、県下でも有数の農業地帯を形成しており、水稻・園芸・畜産が有機的な連携の下に、都市近郊農業として大都市ではまれに見る意欲的な農業が展開されている。

これら農業は、「新鮮で安全な品質の高い農産物を安定的に供給」という経済的な機能のほかに、「快適な都市環境の保全・創出」、「都市活力の創出」、「市民に憩いと安らぎの場の提供」、「災害に強く、市民生活を守る」といった社会的機能をも有し、都市住民に対して、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、農作物価格の低迷や生産費の高騰により、農業所得が減少するなか、国の農業改革の進展や国内のライフスタイルの変化など、農業を取り巻く環境は刻々と変化している。

また、都市的土地利用の拡大に伴う農地のかい廃や、兼業化の進展、高齢化等の就業構造の変化が後継者の不足をもたらしており、混住化社会の進展に伴い地域住民の意識が多様化する等連帯意識の低下は、農業地域における生産及び生活環境の維持機能を減退させることとなり、地域の発展に数多くの課題を投げ掛けている。さらに、後継者の確保が困難な地域では、遊休化する農地が増加傾向にあり、担い手の規模拡大に結び付いていないだけでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。これらの課題の解決に向けて「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を定め、これに基づいて地域住民が主体となった「里づくり」を進めている。今後も「里づくり」を軸に、人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合いを通じて、秩序ある土地利用の計画的推進、農村らしい景観や環境保全・形成を図るとともに、農業の振興、都市と農村との交流を進めることにより、活力ある農業・農村地域の形成を目指すことが必要と考えられる。

##### 2 市域農業の基本目標

市域農業の基本目標は、「神戸里山・農村地域活性化ビジョン」の下に、「持続可能な農業の振興」、「農村定住環境の整備」の事業を実施する。また、食を軸とした都市戦略「食都神戸」を推進していく。

###### (1) 持続可能な農業の振興

将来の担い手を明確にするために「里づくり農業振興計画」を策定するとともに、集

落営農組織の広域法人化を進め、農地を集積することにより、持続的な維持管理が可能な「農地管理神戸方式」を構築する。また、農業生産施設等の設置を支援することにより、新規就農者や農業後継者の経営安定化を図る。

## (2) 農村定住環境の整備

神戸・里山暮らしの推進として、神戸ならではの里山暮らしを希望する都市住民の相談に応じ、その意向にそった住居や農地の情報の提供や地域とのマッチングを行うため、農村定住促進コーディネーターを配置し、移住後もフォローする体制を整備するとともに、空家バンクの運営や空家改修の支援など、空家の活用を進める。

## (3) 食都神戸の推進

都市と産地が近い神戸のポテンシャルを活かし、地域の農業と関連した持続可能で神戸らしい新たな食ビジネスと食文化を育てるため、都市地域で農に関わる仕組みをつくるアーバンファーム、神戸らしい新たな食の開発、地産地消を進めるファーマーズマーケットなど、市民の日常の中に、農業をより感じられる取組を進める。

# 3 目標とする農業所得・労働時間

## (1) 効率的かつ安定的な経営体

市は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ各種施策を進めるに当たり、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を本業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得540万円程度（1農家当たり660万円程度）、年間労働時間1,800時間程度の水準を実現できるよう、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等

地域において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり年間農業所得概ね200万円とする。

# 4 農業経営基盤強化促進事業の推進

市は、地域の農業振興を目指す農業者、農業関係団体の自主的な取り組みを助長するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 各集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、集落内での十分な協議に基づく合意形成を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者、その集団及びこれらの周辺農家に対し、営農診断、営農改善方策の提示等を行って、各経営体が主体的に将来方向を定め、経営改善計画の策定や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 農業委員会との連携により、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握と利用権設定を促進し、担い手への農地集積と農業経営の規模拡大を目指す。

さらに、農協等の農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営の展開を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善

等による高収益化や新規作目の導入を推進する。

(3) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っている。このためオペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。さらにその次のステップとして、集落営農組織の広域法人化を推進し、「農地管理神戸方式」の構築を図る。

(4) 市の農家構成の大部分を占めている兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等については、地域の他農家との間で役割分担を明確化しつつ、農村景観及び地域資源の維持管理、情報網の整備・活用により農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくとともに、これら農家を含めて総合的に市の施策を講じるものとする。

(5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、大規模な条件整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者・認定新規就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分配慮するものとする。

## 5 推進指導体制等

市は、農業改良普及センター、農業委員会、農協の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等、重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

第1の3の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画認定制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。



なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、農業委員会、農業協同組合、県等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜	〔作付面積等〕 軟弱野菜 (ホウレンソウ=16a×5回転、 シュンギク=11a×5回転、 チンゲンサイ=7a×6回転)  〔経営面積〕 1ha	〔主な資本装備〕 ・ハウス4000㎡ ・保冷库2坪 ・トラクター(15ps)2台 他  〔技術体系等〕 ・防虫ネット、防蛾灯等による減農薬栽培 ・周年栽培体系の確立 ・機械化体系による省力化 ・予冷設備の導入	・複式簿記の記帳による的確な 経営管理(パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パートタイマーの利用
施設野菜	〔作付面積等〕 イチゴ=35a  〔経営面積〕 45a	〔主な資本装備〕 ・ビニールハウス3500㎡ ・高設栽培施設3500㎡分 ・育苗ハウス840㎡ ・動力噴霧機 他  〔技術体系等〕 ・高設栽培施設の導入 ・観光直売方式等の導入	・複式簿記の記帳による的確な 経営管理(パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パートタイマーの利用
露地野菜	〔作付面積等〕 ブロッコリー=1.4ha キャベツ=1.4ha スイートコーン0.8ha 水稲0.8ha  〔経営面積〕 2.8ha(借地2.0ha)	〔主な資本装備〕 ・トラクター(25ps)1台 ・田植機(歩行4条)1台 ・コンバイン(2条)1台 ・野菜移植機1台 ・収穫運搬台車、乗用管理機 各1台  〔技術体系等〕 ・播種から収穫まで機械化体系による規模 拡大、乗用管理機、収穫運搬台車導入に よる労働力の軽減・減農薬栽培の導入	・複式簿記の記帳による的確な 経営管理(パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パートタイマーの利用
果 樹	〔作付面積等〕 梨=1ha  〔経営面積〕 1ha	〔主な資本装備〕 ・つり棚 ・スプリンクラー1式 ・耕耘機(7ps)1台 ・動力噴霧機1台 ・選果機1台 他  〔技術体系等〕 ・施設等の共同利用、共同作業、共同出荷 ・観光直売方式等の導入 ・防蛾灯の設置 ・無袋栽培	・複式簿記の記帳による的確な 経営管理(パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パートタイマーの利用
施設花き	〔作付面積等〕 花壇苗(パンジー、ペゴニア、 その他)=延べ77a  〔経営面積〕	〔主な資本装備〕 ・ハウス3,850㎡ ・育苗室 パイプ100㎡ ・播種機1台 ・ポットティングマシーン1台	・複式簿記の記帳による的確な 経営管理(パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パートタイマーの利用

	40a (施設面積3,850㎡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミキサー1台</li> <li>・暖房機3台 他</li> </ul> <p>[技術体系等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室管理の自動制御化</li> <li>・農協が生産するプラグ苗を利用</li> <li>・自動土入れ機等導入による作業の省力化</li> </ul>		
施設花き + 露地花き	<p>[作付面積等]</p> <p>シンテッポウユリ=36a チューリップ=36a 水稲=60a</p> <p>[経営面積]</p> <p>1.3ha (施設2,400㎡)</p>	<p>[主な資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス2,400㎡</li> <li>・保冷库1.5坪</li> <li>・低温貯蔵庫1台/17戸</li> <li>・トラクター(23ps)1台</li> <li>・管理機(8ps)1台</li> <li>・灌水設備3式</li> <li>・暖房機6台 他</li> </ul> <p>[技術体系等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連作障害対策として、5年1作の輪作体系・水稲は委託栽培</li> <li>・移植機等の導入による作業の省力化</li> <li>・極早生～晩生品種の組み合わせによる長期出荷。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記の記帳による的確な経営管理(パソコン導入)</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・パートタイマーの利用</li> </ul>
畜産 (酪農)	<p>[飼養頭数]</p> <p>乳用牛 経産牛 58頭 育成牛 29頭</p> <p>[作付面積]</p> <p>飼料作物=延べ4ha</p> <p>[経営面積]</p> <p>2ha (借地1ha)</p>	<p>[主な資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎500㎡</li> <li>・育成牛舎200㎡</li> <li>・発酵ハウス200㎡/3戸</li> <li>・乾燥ハウス490㎡/3戸</li> <li>・堆肥舎250㎡/3戸</li> <li>・バルククーラー1台</li> <li>・パイプラインミルクカー1式</li> <li>・バンクリーナー1台</li> <li>・トラクター(50、20ps)各1台</li> <li>・フォーレージハーベスター1台/3戸</li> <li>・マニユアスプレッター1台/3戸 他</li> </ul> <p>[技術体系等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜糞尿の低コスト処理システムの導入</li> <li>・堆肥の広域流通対策技術の導入(ペレット化等)</li> <li>・TMR給与の活用による飼養管理の合理化</li> <li>・個別自動給餌システムの導入</li> <li>・ロボット搾乳システムの導入</li> <li>・牛群検定事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記の記帳による的確な経営管理(パソコン導入)</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・ヘルパー制度の利用</li> </ul>
畜産 (肉牛 肥育)	<p>[飼養頭数]</p> <p>黒毛和種去勢=220頭</p>	<p>[主な資本装備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎(木造)1,200㎡</li> <li>・堆肥舎(木造)500㎡</li> <li>・牛舎兼管理舎(木造)500㎡</li> <li>・タイヤショベル1台</li> <li>・飼料攪拌機1台</li> <li>・カッティングミキサー(牽引式)1台</li> <li>・ヘイベイラー(牽引式)1台 他</li> </ul> <p>[技術体系等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜糞尿の低コスト処理システムの導入</li> <li>・堆肥の広域流通対策技術の導入(ペレット化等)</li> <li>・肥育期間23ヶ月</li> <li>・追込み制限給餌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記の記帳による的確な経営管理(パソコン導入)</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・ヘルパー制度の利用</li> </ul>

(注)「個別経営体」とは、個人または一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族経営を想定して、主たる従事者1人、補助者2～3人程度として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	[作付け面積等] 水稲=40ha ソバ=10ha 小麦=7ha 作業受託=50ha  [経営面積] 50ha	[資本装備等] ・トラクター(40,60ps)各1台 ・乗用田植機(6条)2台 ・自脱型コンバイン(4,6条)各1台 ・育苗用播種プラント1式 ・乾燥機2.4t×5基 ・もみすり機1台 ・ライムソー1台 ・畦塗り機1台 ・播種機1台 ・サブソイラー1台 ・乗用管理機1台 他	[経営の合理化] ・記帳とパソコン導入による経営の数量化 ・法人化の推進 ・委託料清算にパソコンの活用	[従事者] 主たる従事者2名  [形態等] ・給料制の導入 ・雇用労力の推進 ・従事者全員の社会保険加入 ・労務環境の快適化のための環境整備

(注)「組織経営体」とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、または農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものとした。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に神戸市内で展開している優良事例を踏まえつつ、神戸市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の3の(2)に示す目標を目指すものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体、集落営農等による組織経営体）に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標を示すと、概ね次に掲げる程度である。効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標	その他
面積のシェア 30パーセント なお、面的集積については、農地中間管理事業などを活用して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合次のaからfまでに掲げる要件のすべて

(農地所有適格法人にあつては、a、b、e及びfに掲げる要件のすべて)を備えること。ただし、利用権の設定を受ける場合において、神戸市の認定する新規就農研修を修了した者又は同等以上の研修を修了したと見なされる者が、認定農業者等の指導の下に農業経営を開始するとき、又は一定の営農経験を有する者が、地域の農用地の遊休化を防止するためにその地域において経営規模を拡大し若しくは農業経営を開始するときは、cからfに掲げる要件を備えているものと見なす。

- a 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれが認められないこと
- b その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- c その者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- d その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- e その者の農業経営には、専ら又は主として従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事たる構成員をいう。）がいるものとする。
- f 所有権の移転を受ける場合は、上記aからeまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その者がその土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)のa、b及びcに掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a及びbに掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に



関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第7条に規定する事業の特例を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず、これらの者は、利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため、農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようとするものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

オ 貸借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて神戸市長に確約書を提出すること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

(エ) その者が「神戸ネクストファーマー制度実施要綱」で定められた「神戸ネクストファーマー」である場合にあっては、農地の有効活用に努めるとともに、農産物の販売を目指すなど、将来的には農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等を目指すものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

ア 利用権設定等促進事業の実施により、設定され又は移転される利用権の存続期間又

は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

イ 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借、使用貸借、農業経営の受委託及び売買等である旨を農用地利用集積計画において明らかにするものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から別に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進めるものとする。

（ア） 当該開発事業の実施が確実であること。

（イ） 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可しうるものであること。

（ウ） 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、延滞なく農用地利用集積計画を定める。

イ 市は(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定し、又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の終了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の20日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

ア 市の農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべきことを要請することができる。

イ 農用地利用改善団体（3の(5)のアの市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画

を定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 市は、(5)のイ及びウの規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとするその者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の



方法), 利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的, 当該所有権の移転の時期, 移転の対価 (現物出資に伴い付与される持分を含む。) 及びその支払 (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には, その者が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

キ アに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には, 毎年, 次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料 (法人である場合は定款の写しも) を添えて市長に報告する。

(ア) アに規定する氏名及び住所 (法人にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(イ) アに規定する者が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

(ウ) (イ) の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積, 生産数量及び仮収

(エ) アに規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

(オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担

(カ) アに規定する者が法人である場合には, その法人の業務を執行する役員のうち, アが行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにアが行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(キ) その他参考となるべき事項

ク アに規定する者がウ, エ以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及びアに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には, 撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項 (実行する能力があるかについて確認して記載)

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保装置

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) 必要に応じて, (ア) から (エ) のほか, 撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

ケ アに規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

市は, 農用地利用集積計画の案を作成したときは, (7)のイに規定する土地ごとに(7)のオに規定する者及び当該土地について所有権, 地上権, 永小作権, 質権, 貸借権, 使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし, 数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が5年を超えないもの

に限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

ただし、(5)のアの規定により農業委員会が市に農用地利用集積計画を定めるべきことを要請するときは、農業委員会がこれらの者のすべての同意を得るものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからオまでに掲げる事項を公告するものとする。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきと勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消しの公告

市は、(14)の取消しをしたときは、(14)のア及びイに係る賃借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地法第35条第2項に規定する農地中間管理機構による協議の申し入れ等）の働きかけ等を行う。

## 2 農地中間管理事業の促進に関する事項

市、農業委員会、農業協同組合は、(公社)ひょうご農林機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、(公社)ひょうご農林機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により農地中間管理事業と統合されることになったため、移行期間中は適切な運用を図るものとする。

## 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域の農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる原則として集落の区域とする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地利用集積の目標その他農用地の利用関係改善に関

## する事項

## (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域の農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第3項に規定する要件を備えるものは、別に定める様式により認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであり、特に以下のa及びbを満たしていること。

a 前項アの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

b 申請者は特に必要があると認められる場合には、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度と比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権者以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、認定農業者に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

(ウ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしようとするときは、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くものとする。

エ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告するものとする。

オ アからエの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

## (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定法人又は特



定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のイに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人の名称及び住所

(イ) 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のイの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のイの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める旨定められていること。

エ (6)のイの認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善事業の指導及び援助

ア 市は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努めるものとする。

イ 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導又は助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努めるものとする。

### 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業及び農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について



の普及啓発

エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化のための推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託，更には利用権の設定への移行の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて，農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施設の整備等により，農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は，効率的かつ安定的な経営を育成するために，生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため，人材育成方針を定めるとともに，意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実，先進的な法人経営等での実践的研修，担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また，農業従事者の安定的確保を図るため，他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし，休日制，ヘルパー制度の導入や，高齢者，非農家等の労働力の活用システムを整備する。

なお，市は，本構想及び市農業振興計画等に基づき，青年等が地域の実質化された「人・農地プラン」の中心的な経営体に位置付けられるよう促すとともに，青年就農給付金，青年等就農資金の活用を行い，青年等の確保・育成をする。

その推進に当たっては，農業委員会，農業協同組合，農業改良普及センター及び就農支援センター等と連携し，就農促進のための条件整備や就農地の確保に努めるとともに，地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は，1から5に掲げた事項の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は，農業生産基盤整備を通じて，効率的かつ安定的な農業経営をめざす者への配慮をする。

イ 市は，人と自然との共生ゾーン基本計画による計画的な土地利用を行うとともに，農村の活性化を図り，地域の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は，農用地利用の集積，集団化による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の展開に資するよう努める。

エ 市は，農業集落排水事業の実施を促進し，定住条件の整備を通じ，農業の担い手確保に努める。

オ 市は，地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては，農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市、農業委員会、農業改良普及センターの職員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員、農地流動化推進員及び農用地利用改善団体等の代表者等の関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年1月24日から施行する。

この基本構想は、平成13年3月26日から施行する。

この基本構想は、平成15年8月28日から施行する。

この基本構想は、平成17年12月21日から施行する。

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

この基本構想は、平成29年1月25日から施行する。

この基本構想は、令和3年8月26日から施行する。

別紙1(第4の1の(1)カ関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)

<p>ア 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>法第18条第3項第2号イに掲げる要件</p>
<p>イ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>その土地を効率的に利用することができると認められること。</p>
<p>ウ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。)以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受け</p>	<p>その土地を効率的に利用することができると認められること。</p>

る場合

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合      その土地を効率的に利用できると認められること
- イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合      その土地を効率的に利用できると認められること

(3) 土地改良法第2条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事業を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合      その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1(2)関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的する賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間又は残存期間	(2) 借賃の算定基準
<p>ア 存続期間は、1年から10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、これらと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>ウ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨及び特別の事情があるときは、あらかじめ市と協</p>	<p>ア 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件、栽培を予定している作目等を勘案して算定する。</p> <p>イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>エ 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定</p>

議のうえ、所定の手続を経て、解約できる旨を定めるものとする。

めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもの  
で定められる借賃の支払い等の定めは、農  
業委員会が定める農地法第20条第1項た  
だし書の承認基準に適合するものでな  
ければならないものとする。

(3) 借賃の支払方法

(4) 有益費の償還

ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定め  
る日までに当該年に係る借賃の全額を一  
時に支払うものとする。

イ アの支払いは、貸賃人の指定する農業協  
同組合等の金融機関の口座に振り込むこ  
とにより、その他の場合は、貸賃人の住所  
に持参して支払うものとする。

ウ 借賃を金銭以外のもの  
で定めた場合には、原則として毎年一定  
の期日までに当該年に係る借賃の支払  
等を履行するものとする。

ア 農用地利用集積計画においては、利用  
権設定等促進事業の実施により利用権  
の設定又は移転を受ける者は当該利用  
権に係る農用地を返還するに際し民法  
(明治29年法律第89号)の規定により  
当該農用地の改良のために費やした金  
額その他の有益費について償還を請求  
する場合その他法令による権利の行  
使である場合を除き、当該利用権の  
設定者に対し名目のいかんを問わず、  
返還の代償を請求してはならない旨  
を定めるものとする。

イ 農用地利用集積計画においては、利用  
権設定等促進事業の実施により利用  
権の設定又は移転を受ける者が当該  
利用権に係る農用地を返還する場合  
において、当該農用地の改良のため  
に費やした金額又はその時における  
当該農用地の改良による増価額につ  
いて当該利用権の当事者間で協議が  
整わないときは、当事者の双方の申  
出に基づき市が認定した額をその費  
やした金額又は増価額とする旨を  
定めるものとする。

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）  
として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限  
る。）の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間又は残存期間

(2) 借賃の算定基準

1の(1)に同じ

ア 混牧林地については、その混牧林地の近  
傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形  
態、当事者双方の受益又は負担の程度  
等を総合的に勘案して算定する。

イ 農業用施設用地については、その農  
業用施設用地の近傍の農業用施設用地  
の借賃の



	<p>額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の(2)のウと同じ。</p>
--	--

(3) 借賃の支払方法	(4) 有益費の償還
1の(3)と同じ	1の(4)と同じ

### 3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(1) 存続期間	(2) 損益の算定基準
1の(1)と同じ	<p>ア 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>イ 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

(3) 損益の決済方法	(4) 有益費の償還
1の(3)と同じ。この場合において1の(3)中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の(4)と同じ。

### 4 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準	(2) 対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の通常の土地の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変</p>

更の登記を行うものとする。

### (3) 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

#### 神戸市公告第539号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月31日

神戸市長 久元喜造

#### 1 建築協定の名称

神戸北町日の峰4丁目B地区建築協定

#### 2 建築協定区域の位置

神戸市北区日の峰4丁目9番地の1 他

#### 神戸市公告第543号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

工事名	令和3年度(後期)東部管内舗装補修単価契約工事
工事場所	神戸市 東灘区, 灘区内
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、管内各所における舗装補修工事を実施するものであり、工事の詳細は設計図書、特記仕様書に示す。 各単価は、必要とする諸経費を含んだ単価である。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし

その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。
-----	--

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
等級	舗装A, B, Cのいずれか
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	舗装の総合点数が720点以上
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 令和3年9月1日付で公告する単価契約工事のうち、次に掲げる工事については重複して入札できないものとし、これに反し重複して入札があった場合は、重複した全ての工事の入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度（後期）中部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事</li> </ul>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法



日 時	第1日目 令和3年9月8日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第544号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	令和3年度(後期) 中部管内舗装補修単価契約工事
-------	--------------------------

工事場所	神戸市 中央区, 兵庫区
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、管内各所における舗装補修工事を実施するものであり、工事の詳細は設計図書、特記仕様書に示す。 各単価は、必要とする諸経費を含んだ単価である。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
等級	舗装A, B, Cのいずれか
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	舗装の総合点数が720点以上
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 令和3年9月1日付で公告する単価契約工事のうち、次に掲げる工事については重複して入札できないものとし、これに反し重複して入札があった場合は、重複した全ての工事の入札を無効とする。 ・令和3年度（後期）東部管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日(水)～9月7日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

## 神戸市公告第545号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事
工事場所	神戸市 北区
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、管内各所における舗装補修工事を実施するものであり、工事の詳細は設計図書、特記仕様書に示す。 各単価は、必要とする諸経費を含んだ単価である。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
等級	舗装A, B, Cのいずれか
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	舗装の総合点数が720点以上
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 令和3年9月1日付で公告する単価契約工事のうち、次に掲げる工事については重複して入札できないものとし、これに反し重複して入札があった場合は、重複した全ての工事の入札を無効とする。 ・令和3年度（後期）東部管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）中部管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

## 神戸市公告第546号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事
工事場所	神戸市 長田区，須磨区
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、管内各所における舗装補修工事を実施するものであり、工事の詳細は設計図書，特記仕様書に示す。 各単価は、必要とする諸経費を含んだ単価である。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
等級	舗装A，B，Cのいずれか
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	舗装の総合点数が720点以上
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 令和3年9月1日付で公告する単価契約工事のうち、次に掲げる工事については重複して入札できないものとし、これに反し重複して入札があった場合は、重複した全ての工事の入札を無効とする。 ・令和3年度（後期）東部管内舗装補修単価契約工事 ・令和3年度（後期）中部管内舗装補修単価契約工事



- ・令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事
- ・令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事
- ・令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第547号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事
工事場所	神戸市垂水区
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、管内各所における舗装補修工事を実施するものであり、工事の詳細は設計図書、特記仕様書に示す。 各単価は、必要とする諸経費を含んだ単価である。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
等級	舗装A, B, Cのいずれか
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	舗装の総合点数が720点以上

その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 令和3年9月1日付で公告する単価契約工事のうち、次に掲げる工事については重複して入札できないものとし、これに反し重複して入札があった場合は、重複した全ての工事の入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度（後期）東部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）中部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事</li> </ul>
-----	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年9月1日（水）～9月7日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第548号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	令和3年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事
工事場所	神戸市西区
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、管内各所における舗装補修工事を実施するものであり、工事の詳細は設計図書、特記仕様書に示す。 各単価は、必要とする諸経費を含んだ単価である。
前払金	前払金・中間前払金・部分払いなし
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 本工事は代表工種選定方式による単価契約とする。 なお、契約及び着手（予定）日は令和3年10月1日である。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可

登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
等級	舗装A, B, Cのいずれか
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	舗装の総合点数が720点以上
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において、有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 令和3年9月1日付で公告する単価契約工事のうち、次に掲げる工事については重複して入札できないものとし、これに反し重複して入札があった場合は、重複した全ての工事の入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度（後期）東部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）中部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）北管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）西部管内舗装補修単価契約工事</li> <li>・令和3年度（後期）垂水管内舗装補修単価契約工事</li> </ul>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「単価表」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「単価表」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る単価表の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第549号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	小部トンネル非常用警報設備他更新工事
工事場所	神戸市北区山田町下谷上
完成期限	令和4年3月25日
工事概要	小部トンネル非常警報設備他の更新に関する材工試験調整の一切。
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払い金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）



形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火）
------	----------------------

	※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第550号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	垂水管内歩道拡幅他舗装補修工事
工事場所	神戸市垂水区上高丸2丁目，小東山1丁目～4丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	(1工区) 天神川乗越峠線【施工延長】L=126m 水路壁：V=93㎡，水路蓋：プレキャスト床版敷設：N=90枚 他 (2工区) 舞子多聞線【施工延長】L=864m 舗装工：A=6,550㎡，区画線工：N=一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業及び舗装工事業に係る建設業の許可 ただし，下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事実績がない場合については，65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第551号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	PC18コンテナターミナル事務所他とりこわし工事（西エリア）
工事場所	神戸市中央区港島8丁目
完成期限	令和3年11月24日
工事概要	1. E-1棟（S造1階建 延べ87.92㎡）の解体撤去工事 一式 2. E-2棟（木造2階建 延べ65.60㎡）の解体撤去工事 一式 3. F-1棟（軽量鉄骨造2階建 延べ136.20㎡）の解体撤去工事 一式 4. G-1棟（S造2階建 延べ140.00㎡）の解体撤去工事 一式 5. H-1棟（木造2階建 延べ82.80㎡）の解体撤去工事 一式 6. H-2棟（S造1階建 延べ58.41㎡）の解体撤去工事 一式 7. I棟（S造1階建 延べ227.58㎡）の解体撤去工事 一式 8. 上記に伴う設備工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）



形態	単独企業
建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年9月1日（水）～ 9月7日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	--



提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第552号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	六甲アイランド道路嵩上げ工事（その5）
工事場所	神戸市東灘区向洋町東4丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	街渠柵嵩上げ 50箇所、車道舗装 4,090㎡、乗入舗装 300㎡、歩道舗装 1,590㎡、ヤード舗装 690㎡、SOLASフェンス 211m
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入</p>

札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。 $\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000$ （小数点第4位切捨て）

### 4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 7 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

### 8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

#### (1) 電子メールの場合

日時	令和3年9月15日（水）午前9時～令和3年9月16日（木）午後3時
----	-----------------------------------

方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp
-----	---

## (2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～正午，午後1時～午後5時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～正午，午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

## (3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ，封筒の表に「技術資料在中」と朱書し，簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年9月16日（木）の午後5時までに，本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

## 9 開札予定日時及び方法

## (1) 入札価格の開札

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

## (2) 評価値による開札

日 時	令和3年9月24日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ，最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり，技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち，評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは，電子入札システムの抽選機能により，落札候補者を決定する。

## 11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第553号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	小寺大池交差点右折レーン拡幅工事
工事場所	神戸市西区学園西町6丁目
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	施工延長 L = 165m 道路土木 一式, 道路構造物撤去工 一式, 舗装工 一式, 防護柵工 一式, 道路付属施設工 一式, 区画線工 一式
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。



その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
-----	--

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	<p>令和3年9月1日（水）～9月7日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時
-----	---------------------------



	第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第554号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	東遊園地再整備工事（その1）
工事場所	東遊園地（神戸市中央区加納町6丁目）

完成期限	令和4年3月31日
工事概要	敷地造成工 一式, 公園施設撤去工 一式, 小型擁壁工 一式, 給水設備工 一式, 雨水排水設備工 一式, 汚水排水設備工 一式, 電気設備工 一式, 園路広場整備工 一式 ほか
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	造園工事業の建設業の許可 ただし, 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を必要とします。
等級	造園一般A ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において, 有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお, 工事实績がない場合については, 65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお, 工事实績がない場合については, 70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第555号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

工事名	東遊園地管理棟改修工事
工事場所	神戸市中央区加納町6丁目（東遊園地内）
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	鉄筋コンクリート造3階建て 内部改修，これに伴う外部改修，建具改修
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	建築一般の総合点数が900点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格し、た契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
-----	----------------------



方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第556号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	新在家ポンプ場受変電設備他更新工事
工事場所	神戸市灘区新在家南町5丁目 新在家ポンプ場
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年6月30日までとする。
工事概要	新在家ポンプ場の受変電設備等の更新工事一式を行うもので、必要な盤類の製作、納入・据付、配線作業及び試験調整等の全てを含むものである。
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。



2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
施工実績	排水ポンプ場において、高圧受変電設備を含む工事（自社で製作した高圧受配電盤を用いたもの、かつ100kVA以上の高圧変圧器を用いたものに限る）を元請として平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年9月1日（水）～9月14日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は、本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

**神戸市公告第557号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	①長田区六番町3丁目街路築造工事 ②街路築造工事（六番町）に伴う污水管移設工事 <合併入札>
工事場所	神戸市長田区六番町3丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	①土工一式，排水工L = 231m，舗装工A = 985㎡，街路灯設置工N = 7基 ②管きょ工（開削）K1 φ200L = 101.69m マンホール工一式，取付管及びます工一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日(水)～9月7日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年9月8日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日(木) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日時	令和3年9月10日(金) 午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

	するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第558号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	翠橋・福仙橋補修工事
工事場所	神戸市北区山田町下谷上地内
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年5月31日
工事概要	橋梁補修工 一式，橋梁付属物工 一式，構造物撤去工 一式，仮設工 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）



形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を必要とします。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月1日（水）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号
------	--



	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第559号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	みどりと彫刻のみち改修工事
工事場所	神戸市中央区多聞通3丁目～楠町4丁目 みどりと彫刻のみち
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	敷地造成工 一式，小規模造成工 一式，中低木植栽工 775本， 地被類植栽工 4,495鉢，給水管路工 61m，照明設備工 47基，電線布設工 511m， インターロッキングブロック舗装工 60㎡ ほか
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	造園工事業の建設業の許可
等級	造園一般A ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において，有効な神戸市工事 請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入</p>

札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。  
 (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。  
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第560号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	箕谷大橋・大滝橋補修工事
工事場所	神戸市北区山田町下谷上
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	箕谷大橋：橋長L=53.0m 全幅員W=11.1m 大滝橋：橋長L=28.6m 全幅員W=10.9m 橋面工 一式，排水構造物工 一式，区画線工 一式，橋梁付属物工 一式，橋梁補修工 一式，運搬処理工 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を必要とします。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。

- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
  - (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
    - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
    - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
  - (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
    - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
    - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時
		第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
-----	--

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第561号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	第一平野橋・第三平野橋架替工事
工事場所	神戸市兵庫区平野町字天王谷



完成期限	令和4年10月31日
工事概要	道路改良工 一式, 舗装工 一式, コンクリート橋上部工 一式, 橋梁下部工 一式
前払金	各会計年度ごとに, 当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 簡易型(実績確認型)総合評価落札方式を適用し, 開札後に入札参加資格の審査を行う。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可を有する ただし, 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を必要とします。
登録業者	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお, 工事实績がない場合については, 65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお, 工事实績がない場合については, 70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。 評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）

## 4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

## 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 7 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

## 8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

## (1) 電子メールの場合

日時	令和3年9月15日（水）午前9時～令和3年9月16日（木）午後3時
方法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

## (2) 持参の場合

日時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
----	--

場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課
-----	--

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年9月16日（木）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年9月24日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

### 13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第562号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

#### 1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

国営明石海峡公園（神戸地区）

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：国土交通省

代表者：国土交通大臣 赤羽 一嘉

所在地：神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階

国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所

(3) 対象事業の種類

レクリエーション施設の建設

(4) 対象事業の位置

神戸市北区山田町藍那字傳庫，字相坂，字下相坂，字畑，字下小野，字中小野，字上小野，字代ヶ谷，字平，字太ヶ谷，字猿田，字田代，字西山地内及び同町下谷上字中一里山，西区伊川谷町布施畑字柏木谷地内並びに同区押部谷町木見字又度ノ二地内

#### 2 縦覧の期間

令和3年9月1日（水曜）から9月14日（火曜）まで

#### 3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号

三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全部環境都市課

#### 4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

## 神戸市公告第563号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

### 1 対象事業の概要

#### (1) 対象事業の名称

（仮称）神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業

#### (2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：パナソニックホームズ株式会社

代表者：代表取締役 松下 龍二

所在地：大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

#### (3) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成，造成面積17.9ha（区域外盛土0.1haを含む）

#### (4) 対象事業の位置

神戸市垂水区名谷町字社谷1204番1他

### 2 縦覧の期間

令和3年9月1日（水曜）から9月14日（火曜）まで

### 3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全部環境都市課

### 4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

## 神戸市公告第564号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第34条第1項において準用する同条例第29条第3項の規定により、次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）の提出があったので、同条例第34条第1項において準用する同条例第29条第4項の規定により公告するとともに、当該報告書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年9月1日

神戸市長 久元喜造

### 1 対象事業の概要

- (1) 対象事業の名称  
神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線
  - (2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
ア 名称：国（国土交通省近畿地方整備局）  
代表者：国土交通省近畿地方整備局長 溝口 宏樹  
所在地：大阪府大阪市大手前1丁目5番44号  
イ 名称：阪神高速道路株式会社  
代表者：代表取締役社長 吉田 光市  
所在地：大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号
  - (3) 対象事業の種類  
一般国道（自動車専用道路）の改築
  - (4) 対象事業の位置  
起点：神戸市東灘区向洋町東  
終点：神戸市長田区南駒栄町
- 2 縦覧の期間  
令和3年9月1日（水曜）から9月14日（火曜）まで
  - 3 縦覧の場所  
神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST 2階  
神戸市環境局環境保全部環境都市課
  - 4 縦覧の時間  
午前9時から午後5時まで

#### 神戸市公告第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年9月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年9月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コープ北鈴蘭台  
神戸市北区甲栄台4丁目14番34
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名



氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	代表理事 岩山 利久

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	代表理事 岩山 利久

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年3月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,621平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物内1階	19台
店舗北東側隔地	32台
合 計	51台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物西側	65台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南東側	50平方メートル
建物西側	15平方メートル
合 計	65平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物南東側	9.0立方メートル
建物南東側	6.75立方メートル
合 計	15.75立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後9時50分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物西側	出入口：1箇所
店舗北東側隔地	出入口：1箇所
合計	2箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 8 届出年月日

令和3年7月30日

## 9 縦覧期間

令和3年9月1日から令和4年1月4日まで

## 10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 神戸市公告第601号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年9月14日

神戸市長 久元喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区神出町五百蔵字大西128番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区神出町五百蔵128番地の2

森本 裕衣

## 3 許可番号

令和3年3月31日 第7106号

神戸市公告第602号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年9月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区鳴子3丁目1番，1番18の一部の内2工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長崎県対馬市巖原町田淵933番地  
社会福祉法人あすか福祉会  
理事長 素花 源之
- 3 許可番号  
平成31年3月5日 第6946号  
(変更許可 令和元年5月13日 第1339号  
変更許可 令和3年5月13日 第1450号  
変更許可 令和3年7月26日 第1458号)

神戸市公告第603号

土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の共同施行に係る土地改良事業施行認可申請については、適当と決定したので、次のとおり土地改良事業計画書の写し及び規約の写しを縦覧に供します。

令和3年9月14日

神戸市長 久元喜造

共同施行者の名前	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市北区山田町藍那桑坂ほか地区土地改良事業共同施行	北区山田町 藍那桑坂ほか	令和3年9月14日から 令和3年10月4日まで	神戸市経済観光局農政計画課

区 役 所

神戸市中央区公告第34号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和3年8月30日

神戸市中央区長 清家久樹

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸36-52神戸	令和3年8月18日
神戸36-84神戸	令和3年8月18日
神戸36-86神戸	令和3年8月18日

## 水道局

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第10号

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程

水道局副局長等専決規程（昭和35年7月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3 その他の事務		別表第3 その他の事務	
区分	決裁事項	区分	決裁事項
[略]	[略]	[略]	[略]
業務改革 担当課長	1, 2 [略] 3 職員に対する児童手当 の支給に関すること。	業務改革 担当課長	1, 2 [略] 3 職員に対する児童手当 の支給に関すること。 <u>(ただし会計年度任用職 員を除く。)</u>
総務事務 担当課長	1 [略] 2 職員に対する児童手当 の認定に関すること。 <u>(ただし会計年度任用職 員を除く。)</u>	総務事務 担当課長	1 [略] 2 職員に対する児童手当 の認定に関すること。
[略]	[略]	[略]	[略]

## 附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の水道局副局長等専決規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。



**神戸市水道告示第12号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年9月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		指定年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
株式会社 N-Vision	広島市中区鶴見町8番57号	代表取締役 中村 信幸	株式会社 N-Vision	広島市中区鶴見町8番57号	令和3年8月31日
水設社	神戸市中央区元町通5丁目6番4-502号	白山 誠	水設社	神戸市長田区苅藻通4丁目2-12 ムーンヒル102号	令和3年8月31日
株式会社 水幸	大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号	代表取締役 村尾 昌則	株式会社 水幸	大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号	令和3年8月31日
株式会社 建部	神戸市中央区海岸通5番地神戸商船三井ビル	代表取締役 建部 陽	株式会社 建部	神戸市中央区海岸通5番地神戸商船三井ビル	令和3年8月31日

**神戸市水道公告第40号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	須磨（寺田町他）配水管取替工事
工事場所	神戸市須磨区寺田町他
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	管布設延長：φ75（給水）-4.4m, φ100-13.7m, φ150-295.8m, 管撤去延長：φ75（給水）-1.3m, φ100-13.7m, φ150-158.8m, φ200-71.3m φ150（鋼管）-64.2m
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。
-----	-----------------------------------

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A, B, C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事(他都市含めCORINS登録のある工事)を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A, B又はCであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が920点以上のものは施工実績の提出は不要とする。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に、完成し検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に

は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年8月27日（金）～9月7日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月8日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月9日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月10日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市水道公告第41号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

## 1 入札に付する事項

工事名	北(有野台7丁目)配水管取替工事
工事場所	神戸市北区有野台7丁目
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和4年11月30日  （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>布設延長 (m)：φ50-116.0, φ75-15.8, φ100-13.8, φ150-310.7, φ200-185.9, φ300-55.8, φ350-3.4, φ400-559.6, φ600-1.1</p> <p>撤去延長 (m)：φ75-15.2, φ100-29.4, φ150-343.1, φ200-185.9, φ300-368.6, φ350-37.3, φ400-205.6, φ600-1.1</p>
前払金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木AまたはB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。



## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日（水）～9月14日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月15日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月16日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。



交 通 局

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年8月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第4号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年4月6日交通管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章 [略]</p> <p style="text-align: center;">（扶養親族の定義）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項に定める扶養親族であつても、次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。</p> <p>(1) <u>職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</u></p> <p>(2), (3) [略]</p> <p>3 職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合には、<u>その扶養を受けている者</u>（前項各号に掲げる者に</p>	<p style="text-align: center;">第3章 [略]</p> <p style="text-align: center;">（扶養親族の定義）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項に定める扶養親族であつても、次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。</p> <p>(1) <u>民間事業者その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</u></p> <p>(2), (3) [略]</p> <p>3 職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合には<u>その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者</u></p>

該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

第10条 [略]

(扶養親族の届出)

第11条 [略]

2 前項の届出において新たに扶養手当の支給を受けようとする場合又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、扶養親族届又は扶養親族異動届によるものとする。

3 職員は、前項の規定による届出のほか、管理者が扶養親族の認定に必要と認める扶養事実等を証明する証拠書類を提出しなければならない。

4 管理者は、第1項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、扶養親族たる要件を具備していると認定する場合は、扶養手当の月額を決定しなければならない。

5 管理者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第9条第1項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 第1項に規定する事務は、別に定める場合は、これを専決することができる。

(支給方法)

の扶養親族として認定することができる。

第10条 [略]

(扶養親族の届出)

第11条 [略]

2 前項の届出において新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、扶養親族届(様式第1)により、従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、扶養親族異動届(様式第2)によるものとする。

3 管理者は、前項の届出に係る事実を確認するにあたって、必要に応じ、その届出に係る事項を証するに足る書類の提出を求めることがある。

4 第1項に規定する事務は、別に定める場合は、これを専決することができる。

(支給方法)

第12条 [略]

2 [略]

3 扶養手当の支給方法については前2項に定めるもののほか、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第4章 [略]

第13条 [略]

(届出)

第13条の2 職員が新たに条例第4条の2及び前条の規定による住居手当が支給される職員としての要件を具備するに至った場合若しくは次の各号に該当するに至った場合においては、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 住居又は住居表示の変更等があつた場合

(2) [略]

(3) 任命権者を異にして異動した場合

2 前項に定める届出を行う場合において、借家に係る住居手当の対象者については、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

3 職員は、条例第4条の2及び前条の規定による住居手当が支給される

第12条 [略]

2 [略]

3 扶養手当の支給方法については前2項に定めるもののほか、給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 [略]

第13条 [略]

(届出)

第13条の2 新たに条例第4条の2の職員たる要件を具備するに至った場合若しくは次の各号に該当するに至った場合においては、管理者が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに所属長又は担当課長を経て管理者に届け出なければならない。

(1) 住居、住居表示又は同居者の変更等があつた場合

(2) [略]

2 前項に定める届出を行う場合において、借家に係る住居手当の対象者については、その事実を証明する書類を添付して、管理者が定める様式により、その実情を前項に定める届出と合わせて所属長又は担当課長を経て管理者に届け出なければならない。

3 職員は、住居届の記載事項の変更により条例第4条の2の職員でなくなつた場合又は借家に係る住居手当

職員でなくなった場合又は借家に係る住居手当の対象者でなくなった場合には、管理者が定める様式の住居届により速やかに管理者に届け出なければならない。

(確認及び認定)

第14条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届け出があったとき、その者が条例第4条の2及第13条の規定による住居手当が支給される職員としての要件を具備すると認定するとき又は借家に係る住居手当の対象者であると認定するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定または改定し、支給しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第14条の2 住居手当の支給は、職員が新たに条例第4条の2及び第13条の規定による住居手当が支給される職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第13条の2の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされ

の対象者でなくなった場合には、第1項の例により届け出なければならない。

(確認及び認定)

第14条 所属長又は担当課長は、職員の届出に係る事実を確認し、証明しなければならない。

2 管理者は、前項に基づき、その者が条例第4条の2の職員たる要件を具備すると認定するとき又は借家に係る住居手当の対象者であると認定するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定または改定し、支給しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第14条の2 住居手当の支給は、職員が新たに条例第4条の2の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第13条の2の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌

たときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

（支給方法及び事後の確認）

第14条の3 [略]

2 管理者及び所属長又は担当課長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第4条の2及び第13条の規定による住居手当が支給される職員としての要件を具備しているかどうか及び住居届の記載事項に変更がないかどうかを随時確認するものとする。

第14条の4～第20条 [略]

（月の全日を欠勤により勤務しなかった場合の給与の支給）

第20条の2 前条にかかわらず、別に定めるものを除き、職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたり、承認がなくて勤務しなかった場合又は事故による欠勤により勤務しなかった場合は、いかなる給与も支給しない。

月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

（支給方法及び事後の確認）

第14条の3 [略]

2 管理者及び所属長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第4条の2の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居届の記載事項に変更がないかどうかを随時確認するものとする。

第14条の4～第20条 [略]

様式第1を次のように改める。

様式（第11条関係）

（任命権者用）

（その1）

### 扶養親族（異動）届

所属名		氏名	
-----	--	----	--

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第11条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

年 月 日  
任命権者様

配偶者 有  無

職員番号	

続柄	扶養親族氏名（カタカナ）	姓（漢字）	名（漢字）
車号	生年月日	性別 同居・別居	収入の種類及び年収額
		同・別	
届出の事由及び事由発生年月日		※支給の始期・終期	備考
		始 終	

続柄	扶養親族氏名（カタカナ）	姓（漢字）	名（漢字）
車号	生年月日	性別 同居・別居	収入の種類及び年収額
		同・別	
届出の事由及び事由発生年月日		※支給の始期・終期	備考
		始 終	

続柄	扶養親族氏名（カタカナ）	姓（漢字）	名（漢字）
車号	生年月日	性別 同居・別居	収入の種類及び年収額
		同・別	
届出の事由及び事由発生年月日		※支給の始期・終期	備考
		始 終	

（注）※は記入しないで下さい。年号：明治＝メ、大正＝タ、昭和＝シ、平成＝ヘ、令和＝レ、性別：男＝1、女＝2

※		課長	係長	係	係
認定欄	年 月 日				

※	受 付 年 月 日
	年 月 日

様式第2を削る。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。



**神戸市交通公告第28号**

一般競争入札により遺失物法(以下「法」という。)第17条に規定されている特例施設占有者として保管している遺失物のうち、法第18条において読み替える第7条に基づいて公告していたが、遺失者が判明しなかったものを、法第20条に基づいて売却するので、法施行令第7条及び神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。)第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

**1 入札に付する事項****(1) 件名**

満期遺留品売却その2

**(2) 履行場所**

神戸市中央区北長狭通1丁目 神戸市交通局 忘れ物取扱所倉庫  
市営地下鉄三宮駅構内西出入口(西コンコース改札口東側約30m)

**(3) 履行期限**

令和3年9月30日

**(4) 売却する遺失物**

品目	数量	単位
長傘	1280	本
折れ傘	320	本
雑品	49	袋
男性用腕時計	21	本
女性用腕時計	21	本
長物	10	式

※数量は、若干の多寡もありえます。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 古物営業法第5条第2項における許可証を交付されていること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。
- (5) 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## 3 事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局営業推進課（電話番号 078-984-0124）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号 652-0855）

御崎Uビル3階

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

## 5 入札説明書の交付期間及び交付方法

## (1) 交付開始日

公告の日から

## (2) 交付場所

神戸市ホームページに掲載（郵送による交付は行いません）。

※ダウンロードできない者には、神戸市交通局営業推進課で配布します。配布は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

## (3) 交付方法

無料交付

## 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

## (1) 提出期限

公告の日の翌日から令和3年9月8日（水）の午後5時必着

※直接持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

## (2) 提出場所

3と同じ

## (3) 提出方法

持参または郵送

## 7 下見

入札対象の遺失物及び遺失物の搬出経路について、下見を行います。

## (1) 開催日

令和3年9月13日（月）午前9時～

## (2) 場所（詳細については、入札説明書をご確認ください。）

神戸市交通局忘れ物取扱所倉庫

市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）

## 8 入札書の提出期間及び提出方法等

## (1) 提出期限

令和3年9月14日（火）午前10時00分まで

## (2) 提出場所

3と同じ

## (3) 提出方法

持参のみとし、郵送は受け付けないものとします。

## 9 開札の日時等

## (1) 開札日時及び場所

令和3年9月14日(火) 午前10時15分から  
場所 神戸市交通局大会議室(御崎Uビル1階)

## (2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

## 10 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の提出が所定の日時を過ぎたとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

## 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 13 手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年9月8日(水)の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)無料で交付します。

- (1) 神戸市物品等競争入札参加資格審査申請書交付場所  
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5159）  
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
 神戸市役所本庁舎1号館2階

#### 15 代金の納付方法

落札者決定後、落札決定通知書と共に納付書を渡しますので、当該納付書を用いて、令和3年9月22日（水）までに代金を納入してください。

なお、代金の納入後、納入確認のため、「納入通知書 兼 領収書」のコピーを郵送または持参にて提出してください。

#### 16 その他

- (1) 携帯電話等電子的記憶領域を持つものについては、個人情報流出防止の観点から入札の対象外とする。
- (2) 履行に際しては、十分な人手と機材、車両等を用意し、出来るだけ短時間に一度で完了するようにすること。また、搬出時にホーム階を通過する際は、付添い人を一人以上付け、乗客の安全に留意すること。
- (3) 搬出後、当該遺留品が留置されていた床面の埃が次回分に付着せぬよう、箒、塵取等を人数分持参し、清掃すること。
- (4) 個人情報流出防止の観点から、可及的速やかに神戸市交通局の識札を取り除きシュレッダー処理をすること。また、下見時の当該遺留品の写真撮影・動画撮影は禁止とする。
- (5) その他履行に関しては、神戸市交通局契約規程その他関係法令を遵守すること。

### 神戸市交通公告第29号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

#### 1 入札に付する事項

工事名	電気転てつ機更新工事（御崎公園駅）
工事場所	神戸市兵庫区浜中町1丁目 御崎公園駅
完成期限	令和4年3月25日
工事概要	電気転てつ機4台の交換・調整。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
施工実績	<p>鉄道事業者（私鉄・JR・公営鉄道）の駅又は車庫において、平成18年度以降に電気転てつ機の新設又は更新工事を元請として据付および試験調整を行い、完成させた施工実績があること。</p> <p>ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p>
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年8月27日（金）～9月3日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札</p>
------	--



	システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） ※紙書類の提出は、本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時（郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月6日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年9月7日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。



## 神戸市交通公告第33号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

## 1 入札に付する事項

工事名	西神・山手線新長田駅電源装置更新工事
工事場所	神戸市長田区松野通1丁目 新長田駅
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	神戸市高速鉄道 西神・山手線 新長田駅の交流無停電電源装置の更新。 なお、既設装置の撤去は含まない。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事</p>

を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
 契約監理課 (電話番号 078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月1日(水)~9月10日(金) 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く, 電子入札システムの稼働時間内(午前9時~午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年9月13日(月) 午前9時~午後8時 第2日目 令和3年9月14日(火) 午前9時~午後3時
方 法	電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年9月15日(水) 午前10時30分
方 法	開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。  
(4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。  
(5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
--

無

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

選挙管理委員会

神戸市選告示第4号

令和3年6月30日神戸市選挙管理委員会委員長代理 池田 篤志の退職に伴い、地方自治法第182条第3項の規定により、次の者を神戸市選挙管理委員会委員に補欠した。

令和3年9月1日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

住 所 神戸市西区伊川谷町潤和1361番1号  
氏 名 岩田 嘉晃

